

第四部 社會事業

概說

六三

第一篇 社會事業行政	六四
第一章 社會事業行政一般	六四
第二節 社會事業行政機關管掌事務	六四
第二節 社會事業行政費並公的施設費	六五
第二章 私營社會事業	六六
第一節 私營社會事業統制	六六
第二節 私營社會事業の經費	六六
第三節 私營社會事業の獎勵助成	六六
第二篇 社會事業施設	六八
第一章 救護事業	六八
第一節 救護法による救護事業	六八
第二節 官公費による救護	六九
第三節 方面委員	六九
第二章 失業保護事業	六三
第一節 職業紹介事業	六四
第二節 失業共濟事業	六五
第三節 その他の保護事業	六八
第四節 その他の保護事業	六九
第三章 經済的保護事業	七〇
第一節 住宅	七一
第二節 公益質屋	七一
第三節 公益市場	七二

六三

六三

六三

第四章 公益食堂

六三

第一節 醫療保護事業	六三
第一節 無產者診療	六三
第二節 施療病院及診療所	六三
第三節 特殊施療施設	六三
第四節 其他の醫療事業	六三
第二章 婦產婦並乳幼兒保護	六七
第一節 婦產婦並乳幼兒保護設施	六七
第二節 乳幼兒保護運動	六七
第三章 貧兒保護事業	六八
第一節 不就學兒童	六九
第二節 缺食兒童保護	六九
第三節 兒童虐待防止事業	六九
第四章 少年職業紹介	七〇
第一章 虛弱兒保護事業	七〇
第二章 社會教育	七一
第二章 教化事業	七一
第二節 隊保事業	七一
第二節 婦人保護	七一

六三

六三

六三

表計統(業事會社) 部四第

第一表 社會事業施設累年表

第二表 社會事業費統計

第三表 職業紹介統計

其一 職業紹介所經營主體別數

其二 職業紹介所一般職業紹介數月別表

其三 職業紹介所業態別職業紹介數

其四 日傭勞働者職業紹介數月別表

其五 傅給生活者職業紹介所件數月別表

其六 營利職業紹介數月別表

第四表 住宅統計

其一 住宅組合統計

其二 共同宿泊所統計

其三 借地借家調停件數月別表

第五表 公益市場統計

第六表 公益質屋統計

第七表 公益食堂統計

第八表 公益浴場統計

第九表 少年審判所保護處分統計

第十表 起訴及刑執行猶豫保護狀態調

概 説

我國に於ける社會事業は近年農村の疲弊が深刻化するに従つて從來鬼角閥却視されがちであつた農村方面に力が注がれるに至つた。即ち政府は昭和七年以來農村救濟のため應急、恒久の救濟諸施設を實施するに至つたものであるが、そのうち失業應急事業農山漁村における救護事業、缺食兒童に對する給與の如きは本年も引續き施行された。特に本年は東北六縣の冷害飢餓のため同地方に多數の要救護者を生ずるに至り、殊に農村子女の身賣と缺食兒童問題が社會の視聽を惹き、之が救濟に公私社會事業團體が動員された。

また今年九月關西地方を襲つた大風水害に際しても、同縣に多數の要救護權災民を出し、關係各府縣當局を初め公私各社會事業團體は之が救護のために全能力を發揮しなければならなかつた。

次に、昨今謂所非常時の社會事業諸施設として應急的に實施された諸施設の恒常化が一般に要望されつゝあるが、本年はまづ醫療教護の方面に於いてその實現をみるに至つた。即ち政府は昭和七年下半期以降御下賜金と國費とをつて農山漁村における時局匡救醫療事業を實施するに至り、本年はその第三年度として本年をもつて打切の豫定であつたが、その恒常施設への轉化が承認され、明年度は豫算一、六〇〇、〇〇〇圓をもつて繼續施行されることとなつた。また從來立法上の不備を指摘されてゐた兒童救護の方面に於いては、

昨年十月より兒童虐待防止法が實施されたが、本年は少年教護法の實施を見るに至り、之により法制上の不備が緩和されるに至つた。

更に本年は、畏くも皇室おかげられては、皇太子殿下御誕生を御紀念遊され、兒童並に母性に對する教化、養護の思召をもつて、御内帑金七十五萬圓御下賜あらせられた。文部省は之を基金として本年四月恩賜財團愛育會を設立し、之が諸施設に當る事となつた。尙本年は失業保護に關し一の改善が行はれた。即ち政府は職業紹介法施行規則の改正を行つて、紹介所未設置町村の市町村長をして紹介事務を取扱はしめ、紹介所未設置地方の失業緩和を圖り、かゝる地方に多數存在する失業者に救濟の手を差し延ばすに至つた。

尙近年無產者諸團體の社會事業分野への積極的な進出が注目される無產者諸團體によつて創設經營されつゝある無產者病院が何れも種々の困難と闘ひ乍らも相當の成績を擧げつゝある。左翼團體としては勞農救援會が、診療所、托兒所の經營を中心に行はれてゐる。本年は左翼文化團體が相次で崩壊し去つた影響を受け、救援會のかゝる事業も概して不振ではあつた。

第一篇 社會事業行政

第一章 社會事業行政一般

第一節 社會事業行政機關管掌事務

社會事業行政事務は中央にあつては、主として内務省社會局社會部に於て管掌し、地方にあつては道府縣社會課及び主要都市に於ける社會課に於て事務規定に従つて管掌してゐる。

社會局に於ける社會部の管掌事務は左の如くである。

内務省社會部分掌事務

保護課 一、罹災窮民救助其他恤救に關する事項。二、軍事救護に關する事項。三、感化院に關する事項。四、兒童保護に關する事項。五、他課に屬せざる社會事業に關する事項。六、震災救護殘務に關する事項。

福利課 一、住宅の供給改善に關する事項。二、公設の浴場質屋及簡易食堂、宿泊所其他福利增進に關する事項。三、社會教化に關する事項。

職業課 一、職業紹介其他失業救濟及防止に關する事項。

道府縣の社會課に於て所管する事項は、地方社會事業の監督指導、窮民救助其他賑恤救濟、軍事救濟、行路病人並行旅死亡人取扱、兒童保護、感化事業、公益住宅及住宅組合、公益質屋、浴場、

市場、食堂、宿泊所、融和事業、生活改善、勤儉獎勵、社會教化職業紹介並に失業の救助防止、移植民の保護獎勵等である。

又都市社會課、特に大都市の社會課に於ては、近時公私社會事業の勃興に伴つて、管理事務の範圍が次第に擴張されて來た。現在市營事業の主なるものを舉ぐれば、窮民救恤、救療、職業紹介公益質屋、公設市場、簡易食堂、簡易宿泊所、託兒所、兒童相談所、產院、住宅供給、授產場、障保事業等である。

次に本年に於ける政府の社會事業方針を示すものとして本年六月一日に開催された學務部長會議に於ける内務大臣の訓示概要並に指示事項を掲げて置く。

内務大臣訓示概要——經濟界の不況沈滯既に久しきに亘り、思想の動搖も亦容易ならざるものがありまして、之が爲著しく社會生活の不安を釀成せることは、憂慮に堪へざるところであります。此の社會不安を一掃して國民生活の安定を圖り、其の向上を期するには、一層社會事業施設の整備擴充を圖ることの急務なるを痛感致すのであります。幸にして、近時公私の社會事業施設は漸次擴充を見るに至りましたが、具に實情を考覈すれば尙ほ特段の努力を要するものが少からざるの状態に在ります。殊に時局匡救の施設として、昭和七年度以降實施し來りたる醫療救護に就ては、社會事情の實際に徴し、政府に於ても之が善後の處置に關し、慎重なる考慮を拂ふ考へでありますから、諸君に於ても地方の實情に即し、施設統制宜しきを制し、以て救療上遺算なきを期せらるゝは勿論、其の他、季節的託兒所、巡回產婆、公益質屋等各種社

會事業の施設に就ても、之が指導獎勵に力を致され、都市は勿論

農村地方に於ける此の種施設の不備を充實し、都市農村を通じて
社會事業施設の健全なる發達を期するやう勉められんことを望み
ます。

軍人及其の遺家族の扶助に關しては、是れ亦政府の特に意を用
ひつゝある所であります。今期帝國議會の協賛を經て公布せられ
たる廢兵院法中改正法律は、専ら傷痍軍人優遇の趣旨に出づるもの
であります。近く之を實施すべく目下諸般の準備を進めて居
るのであります。諸君は克く改正の趣旨を體せられ、軍事救護法
の運用並に民間軍事扶助團體の活動と相俟つて、軍人及遺家族の
慰藉救護に遺憾なきを期するやう一段の配慮あらんことを希望致
します。

兒童保護は社會事業の基根を爲すものであると共に、又國運の
伸張を期するに於て極めて緊急の事項であります。政府は曩に兒
童虐待防止法を實施して不遇兒童の保護に資する所がありました
が、更に近く少年教護法を實施すべく目下夫々準備を進めつゝあ
ります。之が施行に關しても必要なる措置を講じ、同法制定の趣
旨を貫徹するに遺憾なきを期せられんことを望みます。

昭和九年度に於ける内務省所管社會事業費總額は四六、五七三、〇〇〇圓道府縣の社會事業費は六、二八一、〇〇〇圓であつて、最近五ヶ年間の社會事業費並に社會事業關係地方債は次表の如くである。
〔第五十三回帝國統計年鑑〕に據る)

社會事業費（單位千圓）

昭和九年度 昭和八年度 昭和七年度 昭和六年度 昭和五年度

内務省所管總額	四六、五七三	六、二八一	三、三九	三、三六	三、三〇一	二〇、九七一
道	六、二八一	六、四四	四、六六	三、三七	二五、四九三	
市	一	三、二六	二六、二四	二四、四二	三、三七	二三、四三九
町						
村						

計 五、八四一、四、九一、三、九一、六、〇九三、三、二六

興起に伴ひ、多數求職者の集中を來し、却て失業者を生ぜるもの
もあります。諸君は常に失業狀況の查察を密にし、必要に應じて
適當なる計畫を樹て、以て失業の防止救濟に關し一段の力を致さ

れんことを望みます。

指示事項——一、神職の選任等に關する件。一、神社附屬團體監督に關する件。一、神社の森嚴保存に關する件。一、少年教護法の施行に關する件。一、傷兵院の施行に關する件。一、兒童虐待防止法に關する件。一、國民更生運動に關する件。一、公益質屋の設置獎勵並に業務の指導監督に關する件。一、融和事業に關する件。一、社會事業低利資金に關する件。一、職業輔導施設の普及充實に關する件。一、失業應急事業に關する件。一、失業狀況の查察に關する件。

第二節 社會事業行政費並公的施設費

〔備考〕——内務省所管總額中、昭和九年度は豫算、八年度は現計
他は決算である。道府縣市町村の昭和九年度、八年度

並びに七年度は豫算、他は決算である。

社會事業關係地方単(同上)

	昭和 七年度	昭和 六年度	昭和 五年度	昭和 四年度	昭和 三年度
道府県	一〇一、七八	一〇〇、七八	九三、四〇六	西、五二九	五二、九二九
市町村	一〇一、七三三、三三	一〇一、七三三、三三	七七、八二〇	七三、三九	八二、西二
計	二七七、九二二、一六、二〇一	二七七、九二二、一六、二〇一	一四〇、三二二	一四〇、三二二	一四〇、三二二

第二章 私營社會事業

第一節 私營社會事業統制

昭和七年度の内務省所管社會事業施設數は、第十三回社會事業統計要覽によれば六、七九一となつて居り、うち私營社會事業が幾何を占めてゐるかは不明であるが、昭和六年度に於いては施設總數五、三二二中私設三、五八五、公設一、七三七の割合となつて居り、その前年に於ては總數四、四七四中私設二、九七九、公設一、四九五で兩年とも私設はほど公設の二倍となつてゐる。昭和七年度に於ても大體この割合が保たれてゐるものと見て大過はないであらう。公私設の別は事業施設の項に各これを掲げた。

私營社會事業は各官廳の監督を受け、各事業施設相互間の連絡統一は中央及び地方社會事業協會によつてなされてゐる。これらの連絡統一機關は私設四六にて公設のものは存しない。而して近年大阪、東京、京都、廣島、岐阜、千葉、兵庫、三重、鹿兒島、福井、徳島の各府縣に私設社會事業聯盟が結成され、昭和四年以

降之等府縣單位の聯盟が相寄つて逐次西日本、關西、東日本の各私設社會事業の三大地方聯盟が組織された。次で昭和七年中には更に之等地方聯盟の所屬構成聯盟として石川、奈良、栃木、富山宮城、茨城の各縣に私設聯盟が創立された。

而して昭和六年には右三大地方聯盟を包括する全日本私設社會事業聯盟の結成をみた。同聯盟は私設社會事業の特色を發揮し、私設團體本來の使命を達成せんがために協會の事業及運動をなすを以て目的として居り、その加盟團體は八百に達してゐる。以上の私設社會事業の聯盟の外に公私社會事業を打つて一丸とせる中部日本社會事業聯盟がある。同聯盟は靜岡、三重、愛知外中部日本の十縣から成るものである。

第二節 私營社會事業の經費

内務省所管社會事業施設の經費は昭和七年度においては合計四六、七九四、三四八圓であるが、うち私營社會事業の經費が幾何に當るかは明でない。昭和六年度に於いては公私兩社會事業經費合計四一、七六九、五三八圓中私設事業の經費は三三、八七二、一九五圓であり、昭和五年度においては總額四一、六二一七、〇〇七圓のうち私設事業の經費は三三、五〇六、九四一圓にて、兩年とも公設の經費の三倍餘となつてゐる。

第三節 私營社會事業の獎勵助成

一、御下賜金及政府の獎勵助成

御下賜金

畏き邊りでは紀元節の佳辰に當り御恒例により左記全國私設社會事業團體七百八十七團體に對し事業御獎勵の恩召を以て金一封宛下賜あらせられた。

内務省所管——三八〇團體、司法省所管——二一〇團體、遞信省

所管——三團體、文部省所管——五九團體、拓務省所管——一三五團體。

天皇陛下には皇太子殿下御降誕に當り、畏くも全國兒童並に母性に對する教化及び養護施設に要する御補助として特別の恩召を以て二月二十三日内閣總理大臣に對し御内帑金七十五萬圓下賜の御沙汰あらせられた。

内務省の獎勵

内務大臣は紀元節の佳辰に當り社會事業獎勵のため全國社會事業團體中特に優良なる四百六十七團體に對し獎勵金十五萬七千六百圓を交付した。

二、恩賜財團慶福會の獎勵助成

内地植民地に亘る私設社會事業團體二百二十七團體を選み總額十一萬八千九百圓の助成金を交付した。その内訳は左の如くである。

一、建築設備費	西團體	三、〇〇圓
一、乳兒保識事業	九團體	二、七〇圓
一、社會事業經營費	一六團體	六三、一〇〇圓

三、低利資金

大正八年度以降社會事業資金に對し大藏省預金部積立金並に簡易保險積立金より低利資金が融通せられてゐるが、昭和八年度において内務省を經て社會事業に融通せる低利資金割當額は左の如くである。

昭和八年度割當額（社會局福利課）

	住宅資金	三三、三〇〇円	労銀繰替	一〇、〇〇〇円
公益質屋	三、六九、八〇〇	生業資金	一一九、八〇〇	
公益市場	四〇三、三〇〇	地區整理	五三、九〇〇	
公益浴場	九、〇〇〇	紹介所	七七、三〇〇	
食堂宿泊所	五〇〇、六〇〇	救療施設	六一九、三〇〇	
養老感化育兒院	四六、五〇〇	融通決定總額	六、二六〇、九〇〇	
		尙簡易保險の積立金の社會事業施設に對する貸付は昭和八年度に於いては公立結核療養所、公益食堂、公設職業紹介所、公益浴場、實費診療事業公營兒童保健施設等に對し計四〇一、五〇〇圓であったが、昭和九年度に於ける社會事業施設に對する貸付金額は八七、二〇〇圓にてその内訳は左の如くである。（「簡易生命保險積立金貸付狀況」昭和十年）		
簡易食堂	五、〇〇〇円	實費診療事業	二、一〇〇円	
公益質屋	六〇、七〇〇	公益浴場	一九、三〇〇	
計	八七、二〇〇			

第二篇 社會事業施設

第一章 救護事業

救護事業といふのは官公費、院内及院外救助、一般窮民救護、特殊救護及び方面委員の事業等を總稱するものである。

これ等の救護に對しては從來幾多の缺陷を有してゐたのであるが、昭和四年四月二日法律第三十九號を以て救護法が公布され、昭和七年一月一日より實施せられるに至つて從來の救護制度は根本的に改善される事となつた。然るに同法は救護手續の煩瑣なると、地方自治體の財政難とのため、所期の效果を擧ぐるに至らなかつたので、政府は昭和七年罹災救助基金法の改正を行つて運用上の不備を除去した。

第一節 救護法による救護事業

昭和九年自四月至九月救護狀況を見るに、被救護者總數は一六一、

昭和九年度自四月至九月分救護狀況調（内務省社會局保護課）

道府縣	市	町		村		計
		實人員	金額	實人員	金額	
生活扶助費 （收容	居宅	八三	二、三元	毛、毛三	一、〇八三、七四	さ、三六
八三	二、八九	九、九一	四三、三三	八四	三、八〇九	二、七三
八三	二、八九	九、九一	四三、三三	八四	三、八〇九	二、七三

七九一人にて、内居宅救護を受けたるもの一四一、九八二人、收容救護を受けたるもの一九、八〇九人にて、之を昨年同期に比すれば總數に於て六、七七三人、居宅四、六五九人、收容一、二一四人の何れも増加である。之を救護種類別に見れば生活扶助を受けたるもの最も多く一四〇、四一七人、醫療一〇、二〇六人、助產九四六人、生業扶助二二〇人の順となつてゐる。

次に同期に於ける救護費總額は二、八九三、一七四圓にて、うち生活扶助費が二、四九五、八四〇圓にて最高を示し、次で醫療費三九一、一二九圓、助產費四、二六六圓、生業扶助費一、九三九圓となつて居り、之を前年同期と比較してみれば、總額に於いて三四四、〇四四圓の增加を示し、生業扶助費が昨年に比し僅少の減少となつてゐる外何れも増加してゐる。更に救護費を救護方法別に見れば、居宅救護費總額二、一二一、三三三圓、收容救護費七七一、八四一圓となつて居り、之に埋葬費（二二、六一一圓）、委員費（三〇、二二三圓）及び救護施設事務費（三一、四五三圓）を加へた經費總額は二、九七七、四六一圓に上つてゐる。その一ヶ月平均は四九六、二四二圓となつてゐる。その他救護施設數は昭和八年三月末現在九十五を數え委員總數は昭和七年未現在一九、九五四人である。

	助産費	療養費
生業扶助費	居宅容収	居宅容収
埋葬委員費	居宅容収	居宅容収
救護施設の事務費	居宅容収	居宅容収
合計	居宅容収	居宅容収
一ヶ月平均所要額	居宅容収	居宅容収

備考——救護人員は救護種類別に總救護件數を掲げ同一人にして二種以上の救護を受けたるものは括弧を附して再掲す。

第二節 官公費による救護

1 救恤規則による救護

茲に官公費による救護とは恤救規則によるもの、棄兒養育米給與方によるもの、行旅病人及行旅病死亡人取扱法によるものを指す。

最近五ヶ年間の恤救規則による救護の状態は、次表の如く昭和五年迄救助人員及救助金額ともに遞増を續けてゐる。昭和六年度に於

ては人員に於ては増加を示してゐるが、救助金額は昭和五年及昭和四年に比し却つて減少を來してゐる。

恤救規則による救護累年表（第四十六回内）
（務省統計報告）

	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年
救助人員	三〇、七三八人	三六、七三〇人	三一、二三〇人	二七、四四三人	三三、七七〇人
死亡廢停	三、六五三	九、三七六	六、八〇六	五、二二四	四、六三〇
年度末現在	二八、二六八	二七、四〇三	二四、三三一	二三、五三一	二〇、四四〇
救助金額	六三四、三三元	七三七、三三元	六三四、三三元	西九、〇〇〇	五三七、九三元

2 棄兒養育米給與方による救護

棄兒の貰受者若くは預り人に對し棄兒が満十三歳となるまでその養育料として年々米七斗を給與するものであつて、昭和六年の養育人員は六八六人、養育費六七、九九二圓にて何れも前年に比し減少してゐる。

棄兒養育累年表（同上統計報告）

	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年
養育人員	六六六人	七三九人	七三三人	七三七人	八五五人
廢止人員	七七人	一二三人	三三人	二三三人	一三三人
年度末現在	五三六人	六二七人	六二六人	六三四人	六三三人
養育費	六七、九三元	九三、二三三元	一四六、四五元	九六、〇八一元	一〇一、五三元

3 行旅病人及行旅死亡人救護

昭和六年に於ける行旅病人の救護人員は七、二四六人、救護費は

五一七、八三七圓にて、從來人員、救護費とも年々遞増しつゝあつたが、本年は何れも前年より減少を示してゐる。行旅死亡人は昭和六年四、二一六人、辨償金五一、七六一圓にて之亦前年に比し何れも僅少の減少となつてゐる。

行旅病人救護累年表（同上統計報告）

	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年
救護人員	七、三四六人	七、三九九人	六、五五一人	五、八五九人	六、八三三人
死亡者	二、四六六	二、五三三	二、三三三	二、三三三	二、一毛七
年度末現在	二、九五五	三、三六三	二、九三三	二、九三三	二、七九九
救護費	五七、八三元	六〇三、三〇元	五七、五九元	五三七、四三元	四六、六八元

行旅死亡人取扱累年表（同上統計報告）

	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年
死亡者	四、二六六人	四、二三三人	四、二〇七人	三、七九九人	三、六六六人
辨償金	五二、七六一元	五三、一九二元	六〇、〇四元	五三、二六六元	三、八九九元

4 その他の救助

昭和六年度における上記以外の救助につき表示すれば左の如くである。（同上統計報告）

	事業數	経費其他	救助人員
院内（收容）救助	一五五	三七、八〇三	四、七六六
院外（居宅）救助	一五五	一	三三、九七七
延 現	一	一、二九〇、五七五	五、八九一
空、五四五	一	一	一

不具疲疾保護

三
一四六、四九三

四九

救護人員

金額

軍人遺家族後援

二四

六三、三九

一
一件
三四

四四、一四
(一六一)

昭和四年

五、八六
(七七五)

昭和四年

七、六三
(八一)

昭和四年

九、〇三
(一四四)

昭和四年

一、七三、六四

昭和四年

二、四二七、四九六

昭和四年

二、七〇三、九三五

昭和四年

軍事救護法は大正六年七月公布、同七年一月一日より施行せられたのであるが、昭和六年三月改正公布を見同七年一月一日より實施せられ今日に至つてゐる。

昭和八年度並最近五ヶ年に於ける軍事救護成績は左の如くである

昭和八年軍事救護成績表（第十三回社會事業統系要覽）

救護種別	戸數	人員	金額
生 活 扶 助	三〇、〇五	九、七七	二、六六、八元
醫 療 産	(一、〇七〇)	(一、一九五)	六、〇四
助 産	(二九)	(三九)	二、二六
生 業 扶 助	(六)	(三三)	四、四六
臨時生活扶助	(七)	(三〇)	四〇五
埋 葬	(四三六)	(四五)	四、八三
計	三〇、〇七四	九、九五	二、七〇三、九三五

〔備考〕括弧内の數字は二種以上の救護を示す。

自昭和四年軍事救護成績表
至昭和八年軍事救護成績表

第三節 方面委員

1 方面委員概況

昭和七年度に於ける方面委員施設數は公設六七、私設三計七〇にて、その方面數は公設七、九六二、私設一六七計八、一二九となつてゐる。そして委員數は三三、一〇七人（内、私設一、一二七）取扱件數は三、七〇七、六八〇（内、私設九、三九五）、經費七五四、六九八圓（内、私設一八、一五三圓）である。最近四ヶ年の委員數、取扱件數及經費を示せば次の如くである。（第十三回社會事業統計要覽）

委員數	取扱件數	經費
昭和四年	八、九五	六七、九〇
五年	三、七八	一、一三七、一八
六年	二七、九七	一、八四〇、七九
七年	三、一七	三、七七、六〇

尙昭和六年度の取扱件數、施行地世帶數及び委員の擔當世帶數は

次の通りである。(本邦社會事業概要―昭和八年―)

取扱件數 全國方面委員の昭和六年中における取扱件數總數は百八十四萬七百四十九件で、之を前年の百十二萬七千百八十一件に比すれば、七十一萬三千五百六十八件即ち六割一分の増加である。内一萬件以上を取扱ふものは十八施設であつて、就中東京市の五十萬一千四百六十三件、愛知縣の二十九萬二千九百四十七件、東京府の二十八萬一千五百十二件、大阪府の十五萬九百二十五件

等は特に多數の取扱件數を有するものである。次に一千件以上一万件未満を取扱ふもの三十五施設、五百件以上一千件未満のもの及び百件以上五百件未満のもの各二施設、百件未満は八施設である。次に委員一人當りの平均取扱件數を見ると總平均六五・九件にして前年に比し一六件餘を增加してゐる。就中東京市の七百四十一件、駒澤町の五百二十二件、愛知縣の四百四十一件、京都府の三百九十五件、長崎市の三百五十四件、等はその多數なるものであり、これに反して山口縣小松町、八代村等の如く一件乃至一件にすら満たないものがある。

更に全施設の取扱物件を通じて見れば、金品給與は百六十五萬八千三百十一件にして最高位を占め、保健救療の三十二萬五千九百八十一件、社會調查の二十七萬六千七百九十件、相談指導の十二萬六千七十七件、保護救濟の八萬九千四百三十二件等これに次ぎ、最も少いのは戸籍整理の一萬九千七百五十七件であつてこの順位は前年と全く異なるところがない。

施行地世帯數 方面委員制度施行市町村世帯總數は八百四十萬四千九百十二、方面委員施行區域世帶總數は八百三十六萬九千五

百三十五で、方面委員施行區域は設置市町村の殆んど全世帶を包含することを知る。而して施行区域内に於ける現在取扱世帯數は二十九萬九千十八であつて施行區域内世帶數の三五パーセントに當る。これを全國總世帶數一千二百七十萬五千八百九十六(昭和五年國勢調査速報、準世帶を含む)に對比すれば方面委員施行區域世帶數はその六五・八七パーセント、現在取扱世帶數は二・三三パーセントである。

委員の擔當世帯數 委員一人當りの擔當世帯數は同一施設内において見れば千世帶以上のもの沖繩縣をはじめ三施設、五百世帶以上千世帶未満のもの十四施設、百世帶以上五百世帶未満のもの四十四施設五十世帶以上百世帶未満のもの及び五十世帶未満のもの夫々五施設及び十施設あり、而して京都府の市部七世帶、郡部四世帶、宮崎縣の十世帶、大阪府及び長崎市における十二世帶、東京府駒澤町の二十一世帶、福島縣の二十三世帶、長崎縣の三十七世帶等その最少なるものである。更に全國に於ける委員一人當り擔當世帶數の平均を見れば百四十三世帶に當つてゐる。

これを昭和二年度における施設總數六十の内千世帶以上のもの五、五百世帶以上千世帶以下のもの十七、百世帶以上五百世帶以下のもの二十一、百世帶以下の八に比較すれば委員の擔當世帶數は一般に漸次減少の傾向を示し、五百世帶以下のもの全施設の大半を占め、全國平均に於ては前年の半數以下に減ずるに至り。

次に方面委員の事業を財政的に援助する方面委員後援會は全國府

縣に存在し、その昭和八年三月末現在に於ける團體數は一、〇一〇にて之が經費七〇八、二九四圓、資產二、七五三、九三八圓となつてゐる。(第十三回社會事業統計要覽)

2 方面委員の活動狀況

第五回六大都市包含府縣方面委員代表協議會 十月五日六日の兩日横濱市記念館に於て開催された。協議事項左の如し。

一、救護費國庫補助豫算の増加を其筋に建議するの件(東京市提出)二、母性保護法制定の件(名古屋市提出)三、救療關係法規の綜合統一に關し當局に建議の件(神戸市提出)四、六大都市包含府縣に國營精神病院を設置せらるる様其の筋に建議するの件(横濱市提出)五、救護法に依る救護施設の國庫補助豫算を増額せらるゝ様其の筋に建議するの件(横濱市提出)。

第五回全國方面委員大會 全日本方面委員聯盟主催第五回標記

大會は愛知縣並に名古屋市後援の下に十月八日より三日間名古屋市公會堂に於て開催された。出席者三千五百餘名、同聯盟會長清浦伯、大久保、林兩副會長、後藤内相等臨席。三日間に亘る各委員の協議の結果大體左の如き決議をなした。

【決議】

- 1、救療普及に關する件(第一委員會附託)。
- 2、時局匡救醫療救護事業に關する建議案。
- 3、救療事業取扱局の統一に關する請願書案。
- 4、特別救療施設に關する決議案。

二、親子心中防止に關する件(第二委員會附託)。

以上の他都市部會及び農村部會に於て夫々委員一人當り要保護世帶に關する件につき協議を行ひ兩部會に於て各々決議を行つた同大會に於て議決せられた宣言並に決議を左に掲げて置く。

【宣言】

我等任ヲ方面委員ニ受ケ夙ニ都會生活ノ難苦ト農山漁村ノ窮乏ニ直面シ隣人ノ救濟教化ニ奮鬥努力スルコト茲ニ年アリ。今ヤ我國内外多事殊ニ凶災相亞テ起リ爲ニ生活ノ不安ヲ訴フルモノ愈々多キヲ加フ。此ノ秋ニ當リ我等方面委員ハ其ノ本來ノ使命ニ鑑ミ協心戮力一層其ノ本務ニ精勵シ隣保相扶ノ實ヲ擧ゲ同胞相愛ノ美風ヲ作興シ以テ國民生活ノ安定並ニ社會福祉ノ増進ニ寄與貢献セムコトヲ期ス。

右宣言ス。

【決議】

一、我等方面委員ハ常ニ躬ヲ持スルコト恭議努メテ本分ヲ竭サムコトヲ期ス。一、我等方面委員ハ方面制度ヲ全國各地ニ普ク徹底セシメムコトヲ期ス。一、我等方面委員ハ益々方面精神ヲ高揚シ同胞相愛ノ大義ニ對スル社會ノ理解ヲ促進セムコトヲ期ス。

右決議ス。

第二章 失業保護事業

世界大戰後我國經濟界も世界的不況の影響を受けて、失業者の續出を見るに至つてから、それ等失業者の保護施設は、急激に増加す

るに至り、政府初め各社會事業團體によつて廣汎な範圍に亘る失業者保護事業が行はれてゐる。茲にはそれ等多數の事業のうち主要なる施設として職業紹介事業、失業應急事業及失業共濟事業の現況を概観する事とする。

第一節 職業紹介事業

1 職業紹介所經營主體數

大正十年四月職業紹介法の發布以來政府は公益職業紹介所の設置を勧奨して來たのであるが、昭和九年十二月末日現在に於ては公立五五〇、私立三七計五八七ヶ所となつてゐる。之を昭和八年末の數と比較すれば公立において六八、私立において一の各増加、計六九の増加を示してゐる。

2 職業紹介取扱成績

昭和九年十二月末現在における取扱成績は次の如くである。

(1) 一般職業取扱數　は求人數一、七九四、〇四二、求職者數一、五六九、九八二、就職者數六七二、四六〇であつて、之を前年末に比較すれば、求人數において三四二、〇四四、求職者數において四一、六九一、就職者數において三九、一四五の各増加を示してゐる。更に求人數百に對する求職者數は前年は一〇六であつたが、今年は八八であり、求職者數百に對する就職者數は三七であつて前年は四一である。尙ほ月別についてみれば、求人は十一月が最も多く一月、三月、十二月がこれに次いでゐる。求職者は三月、十一月、十月に多く、就職者は十一月、三月、二月に多い。

(3) 日傭労働者職業紹介數　は求人數一四、三六七、七七八、求職者數一六、七二四、一〇二、紹介員數一四、二一三、八七六であつて、求人數百に對する求職者數は一一六、求職者數百に對する紹介員數は八五である。之を前年と比較すれば、求人數において一二、五二九、三六五、求職者數においては三、四〇〇、一七〇、紹介員數においては二、五六五、一八三といづれも可成りの減少を示してゐる。尙ほ月別についてみれば、求人數、求職者數、紹介員數ともに三月、二月、一月に多い。

(3) 債給生活者職業紹介數　は求人數二七、三二六、求職者數七五、八三五、就職者數一〇、六八九であつて、之を前年と比較すれば、求人數においては五、六五七、求職者數においては六、七一七就職者數においては四、四七七と各々増加してゐる。求人數百に對する求職者數は二七六、求職者數百に對する就職者數は二七となつてゐる。尙ほ月別にみれば、求人數は九月に最も多く、十一月、六月、四月の順となつてゐる。求職者數は三月に多く、四月六月が之に次ぎ、就職者數は四月、六月、十一月の順である。上記の如く我國の職業紹介事業は最近漸次發達しつゝあるが、しかしその設置ある市町村數は僅に二六〇に過ぎず、従つて勞務の全國的需給調節をはかるにはいまだ不十分であり、殊にその未設置市町村においては相當多數の就職希望者が紹介所なきため、種々不便を蒙つて居る有様なので内務省社會局ではこれ等の缺陷を補ふと同時に全國的勞務の需給調節を圓滑ならしめるため、現行職業紹介法施行規則の改正を企て本年十二月十八日公布即日實施するに至つた。改正規則は、職業紹介所未設置市町村においては當該市町村長

をして職業紹介事務の一部を掌らしめるものであつて、改正要點は左の如くである。

即ち改正は現行職業紹介法施行規則第十七條の次に左の二條が新に附加せられた點にある。

第十七條ノ二 地方職業紹介事務局又は職業紹介所必要ありと認むるときは其の受けたる求人の申込又は通報に關し職業紹介所の設置なき市町村の市町村長に求人の條件を通報することを得。

(第二、三四の各項略)

第十七條ノ三 市町村長前條第一項の通報を受けたるときは直に之を一般に周知せしむべし。

市町村長前項の求人に對する求職の申込を受けたるときは之を求職票に登録し直に之を求人の通報をなしたる地方職業紹介局(括弧内略)又は職業紹介所に送付すべし。

第二節 失業救濟事業

1 一般状況

大正拾四年以來財界の不況につれて失業者簇出したので、政府はこれが救濟の爲め同年冬期に失業者最も多き六大都市關係地方公共團體をして、主として日傭労働者の施設を目的とする公營事業を振興せしめ、その財源に地方債を求むるものに對しては從前通り、地方債許可方針の例外を認め特に此れを許可し、又労働賃銀に對しては國庫よりその二分の一以内を補助し専ら失業の緩和に努めた。しかし依然として失業者は漸増の状態であるので、政府は右と同様の

計劃を以て、毎年度冬期に於て六大都市關係地方の公共團體をして失業労働者救濟事業を施行せしめ、昭和二年には新に預金部低利資金融通の途を拓いて助成に努めた。昭和四年度においては社會政策審議會の答申に基き、その施行を必要とする場合には必ずしも冬期に限定せず、又六大都市關係地方公共團體のみならず失業者多き地方に對してもその施行を認め事業の對象は日傭労働者のみならず廣く一般労働者の救濟を圖る等その範圍を擴張し、労働賃銀のみならず労働手帳作製費に對してもその二分の一を補助することになつた。又一般労働者のみならず知識階級の失業者所謂小額給料生活者にして失業困窮せる者に對する授職施設を六大都市關係地方公共團體に限り認め、官廳の依託により係る事務に對しては就業手當の全額公共團體の事務については就業手當の二分の一、就業手當以外の經常諸費及び労働手帳作製費に對しては各その二分の一を國庫より補助することになつた。更に昭和五年度に於ては失業救濟事業の施行地域を擴大して單に六大都市に止めず、失業者特に多き地方においては起債し得るに至り事業施設時期も冬期に限らないことになり、且つ救濟事業の對象が擴大せられた。

昭和七年度に入つても窮迫せる農民及び失業者の數減少せず、却つて激増したるを以て政府は道路、河川、港灣等の公共土木事業及び開墾、耕地整理等の農業土木事業を起興して時局匡救、産業開發等に資すると共に、これによつて窮農及び多數の失業者を使用しあつて失業の緩和に資し、又軍需品の註文、老朽船の解體新船建造の補助助成、稅關專賣局等官衛の建設、飛行場の設置等により工場及び建築土木等の熟練労働者並びにその他の労働者の需要增加を圖つ

たが、しかもこれら諸事業の起興及び民間事業の勃興等によつて失業防止救済又は緩和を期するゝ尙救済を要すべき失業者多數存する場合には從來の失補業救済事業に代るべき失業應急事業を起興せし

め國庫補助をなすのみならず預金の都合の許す限り低利資金を融通するの途を講じてゐる。又て小額給料生活者授職事業は引き失業應急事業に包含し施行せしめてゐる。

尙右失業應急事業の實施に當つては、これを使用すべき要救済失業者の認定を適正ならしめ、就労を統制し本事業をして眞に失業救濟に役立たしむるの要あるため、政府は昭和七年度以降本事業を起興する公共團體にこれが専任職員を置かしめその經費に對しては國庫より半額の補助を與ふることとしたが、昭和八年度に於ては本事業の起興をして失業數に適應せしめ、その施行監督を統制するために要する職員を社會局並びに各職業紹介事務局に配置し本事業をし

て失業救済上一層有效適切ならしめんとしてゐる。

2 失業應急事業現況

政府は大正十四年來實施して來た失業救済事業を昭和七年その名稱を失業應急事業と變更の上繼續しつゝあつたが、同年下半期より農村の困窮は益々深化し、從つて都市失業労働者數も亦必然的に増大するに至つたため、同年八月開會の第六十三議會に時局匡救のため失業應急事業補助の追加豫算を提出して其増額を行ひ、且つ新に要救済失業労働者就労統制の爲設置する専任職員に要する經費の二分の一を補助し労働者の統制を完全ならしむる事を期した。

昭和八年度に於ける一般労働者失業應急事業施行成績を示せば次の如くである。

昭和八年度一般労働者失業應急事業施行成績（昭和八年職業紹介年報）

業種別	施行年度	事業費豫算額	事業費支出済額	勞力費豫算額	勞力費支出済額	労働者使用人員	使用一日平均人員
一般補助事業	七年度繰越	一七、三〇三、八九	一三、四四一、二六、〇〇	五、〇四八、五六	四、一四〇、〇八〇、六	三、一四、三六	（二、六三七、四二三）
	八年度	二九、六三三、三四	二〇、八六、八八五、七五	一〇、〇八一、六五	七、六五、四〇七、六一	（五、八一六、五六八）	（五、〇九四、六九八）
小計		四六、九三五、一五四	三四、二七〇、一五三、七五	二五、一三五、二〇〇	一一、七九五、四九七、九〇	（七、七三三、一二九）	（三一、一五九）

七年度繰越	一一、四三一、〇三四	六、四二四、五六七、10	二、四〇〇、九九六	一、一六九、四五三、二九	七西四、九九七 (五八四、五七〇)	二、〇六〇
起 債 事 業	八 年 度	一〇、〇九七、三八	六、三三七、〇三九、九三	一、八四一、〇五一	五九一、八九四 (三一六、六一〇)	一、六三三 (五九三)
小 計	二一、五六九、三三一	三、七五四、六〇七、〇三	四、二四二、〇四七	二、二六九、六一〇、二五	一、三四六、八九一 (八〇一、一八一)	三、六九〇 (三、一九五)
七年度繰越	二九、七七一	二九、三四七、八五	—	一〇、〇〇九、九三	八、四六九 (八、四六九)	二三三 (二三三)
臨時冬季事業	八 年 度	五九三、八〇〇	五八、一四、一八	三五二、二五五	一八七、八四四 (一八七、八三四)	五二五 (五二五)
小 計	六三三、五九八	六二二、四六九、〇三	三五一、二五五	三五七、六五一、一〇	一九六、三〇三 (一九六、三〇三)	五三六 (五三六)
七年度繰越	二八、八二四、五九一	一九、八九八、一〇九、五五	七、四四九、五六一	五、三一九、五四二、五〇	三、九〇七、六九二 (三、九〇七、六九二)	一〇、七〇六 (八、八三三)
合 計	八年 度	四〇、三三一、四三一	二七、七三九、二三九、八六	三、一七三、五四一	九、〇一三、二〇六、五五	六、五九六、三四六 (五、四九九、一四三)
小 計	六九、一四七、〇四三	四七、六三七、二四九、八一	一九、六三三、五四一	二四、三四三、七四九、五五	一〇、五〇三、九八六 (八、七一九、六〇三)	一八、〇七一 (一五、〇六六)
備考	一、一日平均使用人員は労働者使用延人員ヲ三百六十五日ニテ除シテ算出セリ。二、労働者使用延人員並ニ一日平均使用人員欄ノ括弧内ノ數字ハ右側數字中ニ含マレタル職業紹介所ノ紹介人員ヲ示ス。	横濱市、兵庫縣、神戸市、名古屋市等に於いて實施せられた。その	就業者延人員	就業者手當	就業者延人員	六、七八六 (六、七八六)
施行年度	事業豫算額 円	事業費支出額 円	當業者手當 円	就業者手當 円	就業者延人員 人	一日平均人員 人
昭和七年度	一一〇、〇四五	九、九一、四三	八、九九一	八、八七七、六六	(七、五五八)	(二〇八)
緯						

昭和八年度小額給料生活者失業應急事業施行成績（上掲年報）

次に知識階級失業者の救濟を目的とする所謂小額給料生活者失業應急事業も亦前年に引續いて東京府、同市、京都市、大阪府、同市 昭和八年度の事業施行成績は左の如くである。

日傭労働者失業共濟事業實績（自昭和七・四 至同八・三）

施設名	月末現在加入者數平均	出 延人頭員	就業延人頭員	失業延人頭員	受給延人頭員
東京市労務者共濟會	六、二〇	一、五五、四五	九五、一四	五〇、三〇	一、二五
名古屋市労務者共濟會	三四	七〇、九五	三三、二三	四七、八七三	一、三三
神戸労働保険組合	一、三九	三七、九三	三五、二六	二七、九八	一、一七

尙失業對策委員會は昭和八年六月「日傭労働者の失業共濟施設に關する決議」をなし、此種施設の設置を獎勵し、之に嚴重監督を加ふると同時に國庫より補助金を與へて所期の目的を達せしめんとし準據すべき共濟組會要綱を作成發表した。（前年度版本年鑑參照）

第四節 その他の保護事業

その他失業保護施設としては失業保険制度と解雇手當制度等があるが、失業保険制度は未だ制定されるに至らず、たゞ昭和七年六月大阪市労働共濟會によつて之が實施を見るに至つたのみである。政府は失業保険制々定に至る迄の暫定策として解雇手當制度の確立を急ぎ、内務省社會局にて同制度に關する單行法制定の方針を定め失業對策委員會に於て審議を續け、昨年十月参考案三案を立案したが未だ本年中には具體化されるには至らなかつた。

昭和七年六月一日より大阪市労働共濟會に依つて實施された失業保険制度は大要左の如くである。

被保險者たり得る者は、大阪市立職業紹介所の紹介に依つて大阪市内に就職した者に限られ、保険契約者は被保險者本人、又は

其の雇傭主とされてゐる。加入後一ヶ年以上を経過し、失業した場合に保険給付を受け得るのであるが失業保険料月額五十錢の場合に、日額五十錢、保険料月額七十錢の場合に、日額七十錢、保険料月額一圓の場合に、日額一圓の三種であつて、給付日數は保険料納付一年以上、二年未滿のものは二五日、同じく二年以上、三年未滿のものは四〇日、三年のものは六〇日と規定され、三年を超へ十年迄のものは一年を加へる毎に二〇日を増し十年を超へるものは一年を加へる毎に四日を増すことになつてゐる。昭和七年六月、事業開始以來昭和八年三月末迄の加入者總數は五三一人で、内五四人の脱退者あり三月末現在加入者數は四七七名であつた。尙當年度の保険料納入額は二、三〇五圓三〇錢であるが保険金の支出は加入後一年を経過して居らぬから皆無である。

第三章 經済的保護事業

經濟的保護事業の主なるものは、住宅供給、公益市場、公設食堂、公益質屋等である。之等の施設は經濟界不況の深刻化に伴ふ一般的

窮乏化の甚しい現状において、尙幾多の不備と缺陷とを有つてはゐるが量的には年々各地方に増加してゐる。たゞ公益市場及び公設食堂は不況を反映して兩三年來減少の傾向にあつた。前者は本年も些少乍ら減少を續けてゐるが、賣上高に於いては却つて前年より増加を示して居り、食堂は昨年、本年ともに僅少の増加を示してゐるが、利用者總數及び賣上總額は却つて減少を來してゐる。以下各項に亘つて昭和九年度の概況を述べやう。

第一節 住宅

住宅組合 昭和九年十一月末現在における組合數は二、七四二、組合員數三〇、七四七人、住宅建設費六八、〇四三、七六六圓にして、大正十年七月本法施行以來毎年多少の増加を示してゐる。昭和八、九兩年の數を示せば左の如くである。

組合數	組合員數 人	住宅建設費 円
昭和八年十一月末現在	二、七四〇	三〇、七〇三
		六七、九三一、七三六
地 区	事業施行者	地區指定 年月日
(一) 東京市荒川區三河島町地内	東京府	昭和三・三 一、三三七、一九
(二) 東京市豊島區巢鴨町地内	東京府	同三・三 八七九、九三
(三) 大阪市天王寺區下寺町地内	大阪市	同三・三 六、九三一、五五
(四) 名古屋市中區奥田町地内 及其の附近地區	愛知縣社會 事業協會	同三・三 一、八八九、六六
(五) 横濱市中區南太田町字大原 耕地及其の附近地區	同潤會	同三・五 七五三、七九九
木 木鐵 鐵 鐵 木鐵 木鐵 木 木鐵 鐵 鐵 木鐵 木鐵 二 烏 二 二 二 二 二 二		一九 三八 一九 三八 一九 三八

共同宿泊所 自昭和八年四月至昭和九年三月における共同宿泊所經營總數は一五一（内、公設三三、私設一一九）にして、内、無料のものは八三である。

次に宿泊延人員は合計三、二二一、七二七人にして、上下兩半期に分つて見れば、上半期宿泊延人員は一、五三〇、七三六人、下半期は一、六八〇、九九一人であつて冬期において比較的よく利用されてゐることが分る。尙一ヶ月平均延人員は二六七、五二三人となつてゐる。

(六) 神戸市吾妻通五丁目地内
及其の附近地區

神戸市

同三・一〇
二・一九、六七九

一九〇
鐵 鐵 一〇三

而して昭和七年九月末現在における進捗の状況は、(一)はその住宅建設中鉄筋コンクリート造百六十戸が工事中に屬する外全部完了し、(二)は全部完成。(三)は土地一萬二千二百九十九坪を買收し、住宅四百六十八戸の建設を完了し、工事中二百六十戸、未着手九百三十四戸である。(四)は木造住宅七十七戸の建設未済のものあるの外、他は殆んど完了してゐる。(五)は昭和五年完成。(六)は土地三千五百十五坪を買收し、住宅は百十六戸の工事中である。

一、貸付状況(社會局調)

年度内業務取扱質屋數	貸付口數	貸付金額	貸付一口平均	年度末現在の貸付金額
				五二〇
昭和七年度	一、七三一、四七六	八、四七五、〇九二・三五	四、〇三一、二四三・六〇	一、七三一、四七六
	二、三三、三〇	一一、七六六、七六一・三〇	五、二四八、〇三七・〇三	二、三三、三〇
昭和八年度	七五	一一、七六六、七六一・三〇	四・八九	一、七三一、四七六
	七五	一一、七六六、七六一・三〇	四・八九	一、七三一、四七六
三、流貸状況(同上)	六、五九	五三九、七四三・八三	四・八九	一、七三一、四七六
	六、五九	五三九、七四三・八三	四・八九	一、七三一、四七六

社會局調査によれば自昭和八年四月至昭和九年三月の公益市場數

第二節 公益質屋

社會局調査によれば自昭和八年四月至昭和九年三月の公益質屋數は七六五(年度内業務取扱質屋數)であつて、貸付金額は一、一、七九六、七六一圓である。而して同年度における利用者數は一、一二五四、二二〇人である。以下貸付、辨濟、流質の各状況を昭和七年度と對比して見れば次の如くである。(第四部統計表参照)

は二八八にして昨年に比し三の減少である。

賣上高は總計五二、〇九〇、四〇四圓、一ヶ月平均四、三四〇、八六七圓である。これを前年度と比較すれば總計において八一〇、一七六圓、一ヶ月平均において六七、五〇五圓のいづれも増加を示してゐる。

更に賣上高を上下兩半期に分つて見れば、上半期二五、〇三四、二七〇圓、下半期二七、〇五六、一三四圓にして下半期における賣上の方がやゝ大である。(第四部統計表参照)

第四節 公益食堂

社會局調査によれば自昭和八年四月至昭和九年三月の公設食堂數は七四にしてこれを經營主體別に見れば次の如くである。

市府縣營	町村營	其 他	計
九	三	三	七

次に利用者は總數一一、一〇五、七三二人、一ヶ月平均九二五、四七七人となつてゐる。

賣上高は總額一、二二六、八七四圓、一ヶ月平均一〇一、二三九圓である。

てゐたが、昭和七年度後半より政府が御下賜金並國費をもつて農漁山村に於ける時局匡救醫療救護を實施するに至つてから漸く農村方面にも醫療保護施設が普及するに至つた。匡救醫療救護費豫算は昭和八年度九年度各一二〇萬圓にて、九年度をもつて打切りの豫定であつたが、本年その繼續施行が承認され、本年十一月十九日明年度一般豫算一、六〇〇、〇〇〇圓が承認された。

匡救醫療救護の方法としては道府縣に於て直接行ふものと濟生會に委託して行ふものとの二種であつて、その實施に就ては委託診療出張診療、巡回診療の三種を行つて居る。同事業の成績は、昭和七年度、診療患者數五四五、九五〇人、同八年自四月至九月診療患者數は四六九、八四九人となつてゐる。

更に農村に於ける醫療施設としては、本年三菱合資會社々長よりの百萬圓の寄附により、醫師なき地方に醫療施設を普及する目的をもつて、本年度以降三ヶ年に亘り診療所の建設に對し奨勵金を交付する事となつた。

尙近年無産者諸團體が此の方面の事業に積極的に進出し、自らの手によつて無産大衆の醫療保護施設を經營し、注目すべき實績を挙げつゝある。以下無産者診療一般並に特殊醫療保護の各項につきその概況を述べよう。

第四章 医療保護事業

醫療保護施設としては市民病院、施療所、診療所、巡回診療班、巡回看護班等公私の無料又は輕費の診療機關が存在してゐる。その多くは都市に存在し、農村に於ける此方面的施設は從來閑却視され

第一節 無産者診療

ブルジョア的醫療保護事業に對抗して醫療の社會化の旗幟の下に勞働者農民が自らの手で醫療事業に着手するに至つたのは最近の事に屬するが、經費、一般醫師の反対等種々の困難あるに拘らず、各

施設とも何れも相當の成績を擧げてゐる。尙昭和八年には社會大衆黨系の港南診療所が、本年二月には同系統の大衆診療所（井上良二氏經營）が、一月には大衆病院（…）田萬明子氏經營（…）が何れも大阪に開設され、昭和七年創立にかかる無產婦人同盟經營の無產者病

院とともに何れも此種病院としては最上の設備をもつて診療に從事しつゝある。

主なる無產者診療所の現況は左表の示すが如くである。

名 称	所 在 地	開始年月	經營責任者	關係團體	被 診 療 者 數	診療科目、設備その他
大衆診療所	大阪市此花區吉野町一丁目	昭和九・二・一	井上良二	大衆醫療	自昭和九年二月、至昭和十一年一月 （但し第一、第四日曜全体、他日曜祭日半休を除く）	内科、外科、皮膚科、耳鼻咽喉科、花柳病科、婦人科、眼科、肛門病科、醫員數四名、藥劑士二名、看護婦五名、その他二名、内科、外科、眼、耳鼻科、產婦人科、産科、婦人科、眼、耳鼻科、產科、小兒科、皮膚科、眼、耳鼻科、產科、婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、外、眼科、各入院病室、試驗室、手術室、研究室、等
大衆病院	大阪市市場通二丁目	昭和九・一・〇	田萬明子	社大黨・全國勞動組合、其他	一日平均 （總數四千人 一ヶ月平均三、八百人 一日平均二、六人）	内科、外科、小兒科、皮膚科、眼、耳鼻科、產科、婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、外、眼科、各入院病室、試驗室、手術室、研究室、等
港南診療所	大阪市大正丁目	昭和八・二・三	荒木清臣	社大黨、全國勞動組合、其他	概算 （一ヶ年延人員 充、六、五人 (内、二、三、三人無料患者)	内科、外科、小兒科、皮膚科、眼、耳鼻咽喉科、產科、婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、婦人科、手術室、試驗室、各科病室に分る
無產者病院	大阪市東區南王造町	昭和七・九・七	田萬清臣 (理事制)	國勞動、全 社大黨、其 他の他 概算 （一ヶ年延人員 充、六、五人 (内、二、三、三人無料患者)	内科、外科、小兒科、皮膚科、眼、耳鼻咽喉科、產科、婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、婦人科、手術室、試驗室、各科病室に分る	内科、耳鼻咽喉科、小兒科、皮膚科、眼、耳鼻咽喉科、產科、婦人科、見習共十二名、各科病室七、病床十二名、各科病室に分る
大衆診療所	大阪市港區夕風町二丁目	昭和五・二・六	田萬清臣	國勞動、全 社大黨、其 他の他 概算 （一ヶ年延人員 充、六、五人 (内、二、三、三人無料患者)	内科、外科、小兒科、皮膚科、眼、耳鼻咽喉科、產科、婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、婦人科、手術室、試驗室、各科病室に分る	耳鼻咽喉科、小兒科、皮膚科、手術室、試驗室、大陽燈設

名稱	所	在	開始年月	組合員	關係團體	被診療者數	備	考
社民病院	浪花阪市	大阪市南區	昭和六・三	三、二六一	總同盟	外來八、六三六 入院四三三	内、外、小兒、婦人、花柳 齒、眼、耳咽科、醫師五名 事務員七名、看護婦十二名 個人經營（黨支部の囑託による） 一劑十錢	
大衆診療所	浪花阪市	大阪市南區	昭和六・三	同	社會大衆黨	一ヶ年延人員七、五〇〇		
同	此大花阪區市	昭和六・三	同	西ノ宮市	昭和七・六	同	同	
合醫療部	千岩既手縣	昭和七・六	同	西ノ宮市	昭和七・六	總同盟十五日間	三〇	
東磐實費	岩井手町縣	昭和七・五	同	西ノ宮支部	四十日間	同	同	
診療所	昭和七・五	三〇	同	社會大衆黨東磐支部	六三〇	同	同	
薄衣實費	昭和七・五	三〇	同	同	四十五〇	同	同	
診療所	昭和七・五	三〇	同	同	四五〇	同	同	

以上の他日本労農救援會（準備會）がプロレタリア醫療制度確立のために活動しつゝある。労農救援會は本年相次ぎ左翼文化團體が崩壊して行つたにも拘らず、獨り殘存し左翼の孤壘を固守してゐる。その醫療事業方面的活動は一昨年労教に合體せる舊醫療同盟の擔當に屬し、その活動は無産者診療所の設立を中心にしてライキ應援診療、移動診療班の組織にまで及んでゐる。労教所屬診療所は東京、大阪に數ヶ所存するが、彈壓のため相次いで閉鎖されてゆくものが多い。

業統計要覽によれば、一四二ヶ所あり、内、公設は三五、私設は一〇七である。収容定員は合計五、八五七なるに對し、現在の患者數は入院三、七六三、外來二五、〇一三にして、これが經費は六、一八八、四四八圓である。

このうち百人以上の収容定員を有する規模の大なるものは、函館慈惠院附屬大森病院（一〇〇）、東京市立築地病院（二三〇）、恩賜財團濟生會病院（一七五）、東京慈惠會醫院（一五〇）、泉橋慈善病院（一〇〇）、贊育會病院（一三二）、東京同愛記念病院（一四八）、東京市立廣尾病院（二四〇）、東京市立大塚病院（一五四）、至誠會病院（一

歳村分院(一三一)、京都施薬院協會京都施薬院(一三〇)、弘濟會救療部大阪慈惠病院(七〇〇)、日本赤十字社大阪支部病院(一二八)、恩賜財團濟生會大阪府病院(一一〇)、大阪市立市民病院(二七〇)、日本海員拔濟會神戸病院(一〇〇)、前橋積善會(一三二)等である。

次に診療所は前記無産者診療所を除き三一〇(内、施設五五、私設二五五あり)外來患者實人員七五七、七六三にして延人員九、二四二、五六一を示してゐる。診療所全體の經費合計一、六六四、四一八圓である。

第三節 特殊施療施設

昭和七年度における施療施設を有する精神病院數は公立六、私立三八、計四四にして收容定員合計八、一三〇である。(第十三回社會事業統計要覽)

	個數	收容定員	實人員	延人員	入院	經費
公立精神病院	六	一、七三	二、〇四	七三、六七		
私立精神病院	三	六、八毛	六、〇八三	一、四六〇、五九九		
計	四	八、六三	八、一三〇	一、九九、三七	四五、八五	

次に癈療養所昭和七年の狀況は國立として長島愛生園(收容定員六七八人)栗生樂生園(定員一一五人)及臨時國立官古療養所(定員六〇人)の三ヶ所の外道府縣立療養所五ヶ所、私立療養所七ヶ所であつて、各療養所の收容定員及び經費は次の如くである。(上掲統計要覽)。

	道府	名	稱	組織又 は經營	收容 定員	人 院	人 員	經 費
東京	廢園立病院 第一區府縣立全	好善社經營私慰 (社)	八	毛	三〇、五九一	一九、西三		
大阪	第三區府縣立外 (府縣)	五五	三	一〇一、二九四				
群馬	草津聖バルナバ 草津鈴蘭園	三五〇	一六〇 (七七) (一六)	五九、三九四 (三、三七四) 二、五九九	四九、一四五			
香川	第四區大島療養 (縣)	四五	四〇 (九九) (六四)	二、五三 (二、五三) 二、五三	二、五三			
熊本	熊本回春病院(財) 待勞院(社)	八七	二、八九 (二三) (一四)	四六、九六 (八、〇三〇) (六、二七一)				
九州	九州療養所(縣)	五五〇	七六〇 (二三) (六、三三)	一六、六〇八 (三、九三) 二〇四、八三〇				
計	公私設	七	二、九三〇 三、六三 七三 九三六 三五一、五五 一七三、六四	三、六三 四、四五一、三五一、三〇一 九〇五、九三〇 七三 九三 三五一、五五 一七三、六四				

備考――括弧は外來患者。二、外島保養院、草津鈴蘭園、九州療養所の數は前年度調。三、本表の外、群馬に栗生樂泉園(官)、ホーリネス教會、岡山に長島愛生園(官)、沖繩に宮

古療養所(縣)の施設あり。

結核療養所昭和七年度の現況は、施療施設公設一八、私設一〇、計二八にして、收容定員合計は三、四一五である。(上掲統計要覧)

	收容		院	經費
	定員	實人員		
公 設	一八	二、九一	一、〇三、七五	一、〇七、〇五
私 設	一〇	四四	一、九〇五	一四〇、〇八八
計	二八	三、四五五	九、一四四	二四、九三四

第四節 其の他の醫療事業

以上の他醫療保護事業につき注意を要するは産業組合法に依る醫療利用組合の最近における發達である。醫療組合は最初大正十一年頃産業組合が兼營事業として醫療部を開設せるに始まり、主として農村のみに限られた小規模のものに過ぎなかつたが、近年都市小市民にして開業者若しくは無料又は輕費の診療機關を利用し得ざるもののが、組合組織による醫療施設を利用する傾向を見るに至り、單に農村のみでなく諸都市にもこの種組合の設立を見るに至つたものである。

全國醫療利用組合協会の調査に據れば昭和八年九月十五日現在の醫療組合數總計一〇九組合にて、内、産業組合法によるもの八一组合、單營三六、兼營四五となつてゐる。産業組合法によらざるもののは二八組合である。五組合以上を有する府縣は秋田(一〇)、福岡(八)、岡山(八)、長野(七)、青森(五)、東京(五)であつて、また

之を有する都市は東京、青森、弘前、八戸、盛岡、秋田、福山、甲府の八市である。
昭和三年五月青森市に設立された東青組合病院の昭和七八兩年の事業成績概況を左に掲げて置く。(「社會事業」九年五月號)

種別	昭和七年末現在		在
	昭和八年十二月末	昭和八年十二月現	
組合區域	青森市及び東津輕郡の全部	同上	
組合員數	三、二三三	四、三三三	
出資額	六、一六〇	七、〇〇七	
拂込額	八〇、〇八〇	八〇、〇八〇	
濟出額	四七、五五五	五五、〇五五	
入資額	三九、八八八	三九、六三〇	
備蓄金	四、一七五	二、八〇〇	
設施金	一七、六六六	一六、九七七	
支金	一七、六三三	一六、九七七	
收金	一〇一、〇四四	一〇一、〇四四	
利潤	一四、三六六	一四、三六六	
同人	一〇八、一五五	一〇八、一五五	
利員	一一〇、七七七	一一〇、七七七	
醫員	九五、二三七	九五、二三七	
分院	二〇	二〇	
出張所の數	三	三	

第三篇 児童保護事業

行ふ)なほ文部省では基金も寄附によつて倍額位にし漸次民間からも理事を入れる方針である。

我國に於ける児童保護事業は各種社會事業中最も重要な部門をなすもので、此事業の總數は内務省所管全國社會事業總數の約二五%の多數を示してゐる。然しその施設の内容に於ても亦法制としても未だ遺憾乍ら社會の要求に充分副ひ得るものとは言ひ得ない。只昭和八年十月より児童虐待防止法が實施せられ、更に本年は少年救護法が實施せられるに至り、児童保護事業に關する法制上の不備は此點に關する限に於て除去されはしたが。

尙本年二月二十三日畏くも天皇陛下には、皇太子殿下御誕生を御記念あそばされ我國の児童並に母性に對する教化と養護施設の思召をもつて御内帑金七十五萬圓を内務並に文部兩省へ御下賜あらせられた。

文部省ではこれを基金として本年四月二十九日恩賜財團愛育會を設立し、なほ基金を増しその利子をもつて左の諸施設を行ふこととなつた。

一、乳幼兒並びに児童の保育、養護教育に關する調査研究及び指導。——(主として母性に對するもので講演、講習、映畫に依り行ふ。)二、児童の情操、知識、健康の向上に關する社會教育施設(展覽會、映畫教育、體育施設により行ふ)三、母性教育(婦人會、女子青年團と聯絡をとり、家庭教育の振興を計る)四、一般児童の養護に關する施設(児童相談所の設置、貧困乳幼兒の救濟等を

第一章 妊產婦並に乳幼兒保護

第一節 妊產婦並乳幼兒保護施設

我國に於ける保護は法令によるものとしては、工場法による産後六週間の就業禁止、健康保險法に於ける分娩に對する手當及び分娩後の休養期間並に該期間中の報酬の規定によるものゝ外救護法に於ては貧困のため生活する事能はざる妊娠婦が救護の客體となつてゐるのみに止まる。

近年親子心中の漸増に刺戟せられ、本年各社會事業團體、婦人運動團體等によつて之が社會的防止法としての母子扶助法の制定、同法の實施促進の運動が行はれたが、本年中には未だ具體化される迄に至らなかつた。

児童保護施設としては乳兒院、乳幼兒健康相談所及保育施設等があるが、それ等諸施設の概要を左に掲げて置く事とする。(「第十三回社會事業統計要覽」に據る)

産院 昭和七年度における産院の數は四五にして、内、八は公設、三七は私設である。而してこれが收容定員數は六一三人であつて、その内一七四人は公設、四三九人は私設に屬する。これが分布狀態を見れば、北海道二、東京九、京都三、大阪四、神奈川二、埼玉一、栃木一、愛知一、福島一、岩手三、石川一、岡山二、

山口四、香川一、愛媛五、福岡三、熊本二であつて、比較的大收容能力の大なるものは日本赤十字社産院、恩賜財團濟生會乳兒院附屬産院、日本赤十字社大阪支部病院産院、松山醫會附屬無料產院の七〇人乃至五〇人であつて、他は三〇人乃至二〇が最も多い。

産婆 助産事業として公設産婆、姪婦無料相談所及び巡回産婆等の設備は昭和五年度においては三九一あり、内、公設二四六、私設一四五である。乳幼兒保護事業の増加に伴つて助産事業も漸く増加の傾向を示し、特に巡回産婆の如きが近來著しく増加をしてゐる。それらの施設の最も多き地方は長野であつて、岡山、富山、埼玉、山口等がこれに次いでゐる。

乳兒保護施設 乳兒院、乳幼兒健康相談所及保育施設等があるが、乳兒院は東京、大阪のみに存し、昭和七年度の乳兒保護施設は僅かに一九（内、公設五、私設一四）であつて、見るべきものは殆んどない。

晝間保育（託兒所） 託兒所は近年著るしき發達を見せ、昭和六年度においては全國に五六七（前年より八五增）内、公設一一八、私設四四九である。收容人員合計は五九、四七五（内、公設一二、〇一、私設四八、四六四）である。季節託兒所は農漁村の繁忙期に設置せられるもの漸次多きを見るに至り、社會局昭和五年の調査によれば總數二、五一九、内、公設四五八、私設二、〇六一にして、公設中市設僅かに四〇にして他は町村營である。

第一節 乳幼兒保護運動

第二章 貧兒保護事業

前項に於ける乳幼兒の保護施設の完備充實を圖ると共に、乳幼兒保育に關する正しき知識を普及徹底せしむるため多くの社會事業機關が一般に呼びかけてゐる。就中中央社會事業協議會は毎年五月五日を中心とその前後を通じて一週間に全國各地に乳幼兒愛護週間を催し、毎年パンフレット、ポスターの作成頒布、ラヂオによる講演、講習會の開催、健康診査票の作成頒布、その他を行つて有力なる宣傳を行ひつゝある。本年は同期間に第八回全國乳幼兒愛護週間が催された。大阪市に於て大阪乳幼兒保護協會主催、府、市、赤十字支部、大朝、大母、市婦人聯合會後援の下に實施された第八回大阪乳幼兒保護週間（五月一日より一週間）に於ける事業は次の如くであった。（同上協會年報による）

事業

- (1) 宣傳
- (2) 皇太子殿下初御節句奉祝特別事業（五月五日を期し乳幼兒保護に關する講話をなすやう全府下の幼稚園長、小學校長、女學校長に勧奨す）
- (3) 牛乳配給資金募集（募集金額七千九百八拾貳圓參拾錢也）
- (4) 乳幼兒健康相談（二十八ヶ所開催）
- (5) 赤ん坊審査會（九ヶ所開催）
- (6) 展覽會（九ヶ所開催）
- (7) 講演、映畫、漫談と落語の會（十七ヶ所開催）
- (8) ラヂオ放送
- (9) 印刷物の配布
- (10) コドモ大會（十八ヶ所開催）
- (11) 母親大會
- (12) 週間母親學校
- (13) 母の會（四ヶ所開催）
- (14) 第二回お母さん表彰式
- (15) 児童健康祈願祭

第一節 不就學兒童

1 不就學兒童數

昭和八年度における學齡兒童數は一一、〇二四、五三二名、内不就學兒童數は四五、八一四名であつて、就學歩合は九九・五八%である。豫若しくは免除が規定（小學校令第三十三條）されてゐるので、今尙ほ相當の數に上つてゐるのであらう。

學齡兒童（昭和八年度）文部省調

種別	男	女	計
就學	五、五六、三〇〇	五、四二三、四一八	一一、九七三、七一八
不就學	三、八七五	三、九三九	六、八一四
計	五、五六、一七五	五、四三三、三五七	一一、〇〇四、五三三
就學歩合	九九・九%	九九・九%	九九・九%

2 兒童就學獎勵概況

昭和七年度における兒童就學獎勵資金の國庫交付額は一、〇一七、一六七圓であるが、その他の收入を含めて獎勵資金總額は一、五五〇、五八八圓である。道府縣、市町村及び公益團體では兒童就學獎勵資金を次の如き項目で支給してゐる。即ち、教科書、學用品、被服、食料、生活費等の支給であり、中には交互に組合せ二項乃至五項の支給をなせるものもある。昭和七年度における道府縣、市町村および公益團體の就學獎勵資金支出狀況は左の如くである。

支給人員	支給金額
道府縣の支給	一、〇一〇
市町村の支給	一、〇九九、四三一
公益團體の支給	一、七七五、八三九
計	八九、〇五九
一、一四、三四四	一、八八一、四八九
五百三十六圓を合算して、總計百六萬九千五百三十六圓にして、	

第二節 缺食兒童保護

昭和七年九月以來文部省は要給食兒童の栄養改善と就學獎勵のため、訓令「學校給食臨時施設方法」に據り全國市町村立小學校をして一齊に學校給食を開始せしめた。その第二年度たる昭和八年度の給食施設費總計一、〇六九、五三六圓、實施市町村數は九、二一五であつてその施設概要是左の如くである。

昭和九年三月末日即ち同八年四月より翌年三月に至る滿一ヶ年間に於ける學校給食を實施せる市町村數は七千四百七十一にして、現品給與施設をなせる市町村千七百四十四を合すれば總計九千二百十五となり、全國市町村數一萬千五百九十四の九割に於てこれを實施し、七年度に比し九百二十七を増加し、また學校給食を實施せる學校數は一萬二千三百二十九校を算し、これに現品給與施設を有する三千三十八校を加ふれば、合計一萬五千三百六十七校に及び、前年度の一萬三千八百三十校に比し千五百二十二校の増加を示して居る。

本年度に於ける學校給食施設費は、本省の交付金として豫定の八十八萬圓の外に、北海道水害凶作に依る給食施設費十八萬九千五百三十六圓を合算して、總計百六萬九千五百三十六圓にして、

これに前年度繰越金九萬四千餘圓並に道府縣公益團體寄附金、私費給食者負擔、其の他を合すれば總經費實に百五十萬八千四百九十二圓餘に上り、内私費給食施設費は十八萬三千八百五十三圓にして前年度に比し著しく増加せるを認められる。

給食日數は本年度に於ても中途より給食施設に着手せるもの相

學校給食實施狀況に關する調査（自昭和八年四月至昭和九年三月）

種別	公費のみに依り 實施せるもの	私費のみに依り 實施せるもの	公費私費併せ 實施せるもの	計
實施したる市町村數	二〇、三九	一、三九	二七	一、七四
同 學 校 數	六、五三	一、九四	七、四五	三、三九
給食延人員	三、四一、四八	六、八三、九六	三、九四、元九	三、〇六
給食實人員	一	一	一	一
一校平均給食延人員	三、一七・一七	六、〇八四・三	五、六四・二	五、〇六、五九〇
一校平均給食實人員	九七、七六・〇三	六、九五	四六、二七七	七、六三
食 費	二・九三	七四・吾	五里・四〇	一、九八・空
一人一食當り食費	五・四三	三・四八	二・二七、三五・四	三、九七・五
事 務 費	三、七三・空	五、四五三・三	二〇、〇〇五・三	三・一四
設 備 費	九、八九・二九	二三、〇四三・空	八三、八五・〇九	三・足
	一七九・三	八三、三一・九九	一、一八二・四	一

第三節 児童虐待防止事業

近時財界不況にともなひ各種の児童虐待の事實が漸増し且その性

當多數を占むるため、一校平均給食日數は八十日弱に相當するも、給食延人員は公費給食者三千九百二十九萬四千三百九十九人、私費給食者四百九十九萬四千五百六人、合計四千四百十九萬八千九百五十五人となる。

質も著しく苛酷を加ふる傾向あるに拘らず、之等虐待行爲の豫防又は救濟に關しては從來民法、刑法、警察犯處罰令等の中に若干の制裁規定を有するに過ぎぬ有様であつた。然るに政府は昨年各方面の

要望に副ひ、児童虐待防止法を制定し、同年四月一日公布、十月一日實施するに至つた。(同法文は前年度版本年鑑附錄中に之を掲げた。)

同法實施以來本年三月末日に至る実施成績は次の如くである。

児童虐待防止法實施狀況(社會局保護課)

(自昭和八年十月一日 至九年三月末日)

法第二に依り保護處分を受けたる児童數

第一項 第一號 處 分

同上 第二號 處 分

年齢別	親權者若くは後見人の虐待に係るもの			親權者若くは後見人の虐待に係るもの		
	男	女	計	男	女	計
一歳未満	一	一	二	一	一	二
二歳未満	一	一	二	一	一	二
三歳未満	一	一	二	一	一	二
四歳未満	一	一	二	一	一	二
五歳未満	一	一	二	一	一	二
六歳未満	一	一	二	一	一	二
七歳未満	一	一	二	一	一	二
八歳未満	一	一	二	一	一	二
九歳未満	一	一	二	一	一	二
十歳未満	一	一	二	一	一	二
十一歳未満	一	一	二	一	一	二
十二歳未満	一	一	二	一	一	二
十三歳未満	一	一	二	一	一	二
十四歳未満	一	一	二	一	一	二
十五歳未満	一	一	二	一	一	二
十六歳未満	一	一	二	一	一	二
十七歳未満	一	一	二	一	一	二
十八歳未満	一	一	二	一	一	二
十九歳未満	一	一	二	一	一	二
二十歳未満	一	一	二	一	一	二
合計	三〇	三〇	六十	三〇	三〇	六十

法第二條に依り保護處分を受けたる児童數

第一項 第三號 處 分

年齢別	親權者若くは後見人の虐待に係るもの			親權者若くは後見人の虐待に係るもの		
	男	女	計	男	女	計
一歳未満	一	一	二	一	一	二
二歳未満	一	一	二	一	一	二
三歳未満	一	一	二	一	一	二
四歳未満	一	一	二	一	一	二
五歳未満	一	一	二	一	一	二
六歳未満	一	一	二	一	一	二
七歳未満	一	一	二	一	一	二
八歳未満	一	一	二	一	一	二
九歳未満	一	一	二	一	一	二
十歳未満	一	一	二	一	一	二
十一歳未満	一	一	二	一	一	二
十二歳未満	一	一	二	一	一	二
十三歳未満	一	一	二	一	一	二
十四歳未満	一	一	二	一	一	二
十五歳未満	一	一	二	一	一	二
十六歳未満	一	一	二	一	一	二
十七歳未満	一	一	二	一	一	二
十八歳未満	一	一	二	一	一	二
十九歳未満	一	一	二	一	一	二
二十歳未満	一	一	二	一	一	二
合計	三〇	三〇	六十	三〇	三〇	六十

十六歳以上未満上	五	二	七	一	一	五	三	八	三	六	八	一	二	二	三	八	二〇
十五歳以上未満上	三	四	毛	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
十四歳以上未満上	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	二	六	四	一〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

法第二條に依り保護處分を受けたる児童數

第二項處分

一歳未満
一歳以上六歳未満
六歳以上十四歳未満
十四歳以上十五歳未満

一〇一
一〇一
一〇一
一〇一

七〇七
七〇七
七〇七
七〇七

男
女
計

大正十五年
昭和二年
昭和三年
昭和四年
昭和五年

三、九三
三、〇一
三、九五
三、九五
三、九三

二、九九
一〇、四〇四
一五、四四七
一〇、〇三〇
一七、六六

吾、八四二
四、四七
六、四〇一
四、二五
七、六六

男
女
計

大正十五年
昭和二年
昭和三年
昭和四年
昭和五年

三、九三
三、〇一
三、九五
三、九五
三、九三

二、九九
一〇、四〇四
一五、四四七
一〇、〇三〇
一七、六六

吾、八四二
四、四七
六、四〇一
四、二五
七、六六

男
女
計

大正十五年
昭和二年
昭和三年
昭和四年
昭和五年

三、九三
三、〇一
三、九五
三、九五
三、九三

二、九九
一〇、四〇四
一五、四四七
一〇、〇三〇
一七、六六

吾、八四二
四、四七
六、四〇一
四、二五
七、六六

率就職
所數
校數
小學
聯絡

一九三五
二、六二
二、八四〇
三、三三
三、三三

一〇九
二七
二七
二七
二七

一九三五
一九三五
一九三五
一九三五
一九三五

一九三五
一九三五
一九三五
一九三五
一九三五

少年の職業指導並に紹介の事業は、現在少年専門職業紹介所一、専門部の設けあるもの五であつて、他の職業紹介所に於ても何れも小學校と聯絡提携して職業の紹介斡旋に努めてゐる。尙少年職業紹介上改善すべき事項を協議し或は職業指導、保護、事務連絡等のために全國各地に、小學校職員、紹介所職員、雇傭主、社會事業關係職員等によつて少年職業紹介委員會が設けられてゐる。昭和八年に於ける設置市町村數は六十五に上つてゐる。

昭和八年に於ける少年職業紹介成績並に最近數ヶ年の年別取扱成績は次の如くである。(昭和八年職業紹介年報)

第三章 少年職業紹介

	求人數		求職者數		紹介人員		就職者數		就職率
	男	女	男	女	男	女	男	女	
工業及鑛業	六〇、八五	七二、六六	一三三、五七	四三、一九	五三、四三〇	五五、五九	三一、四三	四一、七六三	八〇、二〇六
土木建築	四、七五	九	一〇、六〇	一〇、八二	一〇、六〇	一一、九五	二、九一五	二、一八	一六、六五四
商業	九、六〇	一〇、八二	一〇九、四八	一〇九、二三七	一三、三五	六七、五三	三八、一九四	二一、三〇九	四四、五三
農林業	九〇	九	一、三〇	一四	六一三	六一	一、三〇九	一、五八	二、五八
水産業	六一九	七	六七	六五三	三七	六九〇	六五	五五	三〇〇
通信運輸	一、六六	一、二九	二、八四	三、〇四	三、五三	六、五六	一、四〇一	一、七五	三、一五三
戸内使用人	六、七五	七三、八三	八〇、五九	一九、三〇三	五三、七九	七一、六二	八、三三	四一、七七	四九、七〇〇
雜業	九、〇九	七、五九	一六、六〇	一〇、〇四五	一四、〇四	二五、〇九九	五、七〇六	六、三〇三	三、一三〇
計	一八三、三八	一六、六〇	三四九、九三	一三五、四五五	二七〇、九六	二七〇、九六	八、一四	一〇九、七八四	一九七、八六
									四六・四

である。

病兒保護施設は昭和六年度において、公設三、私設一四、計一七

虚弱兒童のための施設は東京の日本榮養協會、兒童愛護會一ノ宮學園、大阪の弘濟會養育部臨海養育舍、神奈川の白十字會林間學校、千葉の日本赤十字社千葉支部富浦海濱學校、長野の上諏訪兒童愛護會高山保養所の六ヶ所で、收容人員は合計七一六人（昭和七年度）

である。前年と同數である。その收容定員は二三五人で、三〇人以上の收容定員を有するものは東京の婦人共立育兒會附屬病院、日本赤十字社產院乳兒科、恩賜財團濟生會赤羽乳兒院、大阪の日本赤十字社大阪支部病院乳兒部、愛知の日本赤十字社愛知支部產院乳兒科等である。

第四篇 社會教化事業

社會教化に關する施設は、之を大別すると消極的に教化手段に依つて社會の害惡を除去せん事を主とする融和事業、矯風事業の如きものと、積極的に智德を涵養して庶民生活の進歩發達を圖る事を主とする隣保事業、教化事業等があり、之等施設は内務、文部兩省の管掌するところであるが、茲には文部省の管掌にかかる社會教育施設と、社會局の管掌する隣保事業につき、その概要を述べるに止める。

第一章 社會教育

1 青年學校

從來青年教育は實業補習學校と青年訓練所とに分れてゐて統一を缺く憂ひがあつたので、多年文部省は之が統一を企圖しつゝあつたが、本年十二月陸軍當局の諒解を得て兩者を合併し新に青年學校を設置する事に決した。即ち關係法令の改廃等具體案作成次第文政審議會の諮詢を経て次年四月より實施せられる筈である。青年學校制度案要綱は左の如くである。

青年學校案要綱

時代の趨勢に鑑み青年教育の進展を期せんがため實業補習學校及び青年訓練所を廢止し左記により新たに兩者の特質を取り入れ

たる青年學校を設けんとす。一、名稱、青年學校、二、目的、青年學校は男女青年に對しその心身を鍛錬するとともに職業及び實際生活に須要なる知識技能を授け以て國民たるの資質を向上せしむるを目的とす。三、設立主體、(イ)公立—北海道府縣市町村學校組合、町村學校組合、費用負擔のため學區を設けることを得)(ロ)私立—商工會議所、農會その他これに準ずべき公共團體、私人、四、課程—本科—男子五年但し土地の狀況により四年となすことを得、女子—三年但し土地の狀況により二年となすことを得、研究科—一年以上、五、入學資格、本科—高等小學校卒業者または年齢十四年以上にして相當の素養あるもの、研究科—本科卒業者または相當の素養あるもの、六、科目、男子本科—修身及び公民科、普通學科、職業科、教練科、研究科—適宜これを定む。但し修身及び公民科を缺くことを得ず。女子本科—修身及び公民科、普通學科、職業科、家事及び裁縫科、體操科、研究科—適宜これを定む。但し修身及び公民科を缺くことを得ず。七、授業時間、男女とも年百二十時間以上、

2 青年團及青年訓練所

青年團

昭和九年四月末日現在における男子青年團數は一六、〇九九であつて、正團員數は二、四六一、八七三人である。之を前年度と比較すれば、團體數において三〇九、團員數において一、七二六人の増加となつてゐる。同期における女子青年團數は一四、〇五三、正團員數は一、五六一、三五七人で、團體數は前年に比し一七九增加してゐるが、

團員數は一一、〇九〇人の減少を示してゐる。

青年訓練所

昭和九年三月末現在の青年訓練所數は公立一五、五二六、私立二四四計一五、七七〇にて、之を前年度のそれと比較すれば、公立は一〇二の減少、私立は三〇の増加で、結局總數においては七二の減少となつてゐる。また同期に於ける青年訓練所生徒數は公立八九六、四八二人、私立一八、九七九人合計九一五、四六一人であつて、前年度に比し公立においては三〇、三二五人の減少を示してゐるが、私立において四、二七〇人の増加となつてゐるため結局總數において一六、〇五五人の減少となつてゐる。青年訓練所生徒數の減少は毎年の現象であつて、文部當局は此訓練所の不振行詰打開策を上述の青年學校の創設によつて行はんとしつゝあるものゝ如くである。

尙青年訓練修了者數は本年四月末日現在公立一〇四、八一八人であり、私立青年訓練所の本年修了者は一、四八一人となつてゐる。

3 全國教化團體聯合會

全國教化團體聯合會の本年中に於ける主たる活動は左の如くである。

▲ 全國教化團體聯合會代表者大會——四月二十九、三十兩日、

於東京市明治神宮外苑日本青年館。出席者齋藤會長以下四百五十名。

會長諮詢事項——社會教育御獎勵の聖慮に副ひ奉るため教化團體として緊急實施すべき具體の方策如何。

協議事項——非常時教化對策の強調徹底方に關する件。

▲ 精神作興週間に克己日

聯合會は昨秋十一月十日國民精神作興詔書渙發十週年紀念日をトし前後一週間「精神作興週間」を設定し全國民の精神的總動員を促したが、本年も十一月十日を中心とする前後一週間を作興週間、同月十日を克己日と定め、各種の運動を行つた。同期間中の強調要目並に實行事項は左の如くであつた。

強調要目 (一)非常時國民の覺悟を新にし舉國結束難關突破に邁進せしむること。(二)國民相戒めて自己を反省し家族的協同生活の本義を諒解せしむること。(三)克己忍苦の修練に耐へ能く各自の業務に淬勵し其の生活の充實向上を期せしむること。

實行事項 (イ)全期間中の實行事項の一班 1、各地方の實情に基き週間中を通じ、又は其の各日に就き滴切なる實行事項を定め之が實行を期すること。2、本週間を起點として團體的申合せによる生活更新の實行を期すること。3、懇談會、座談會、講演會、講話會、其の他適宜集會を催し非常時相を確認せしめその自覺緊張を促すこと。4、教化御獎勵の聖旨を奉體し地方教化聯合

團體に於ては、その基金の造成その他適切なる教化振興の記念施設を講ずること。(ロ)克己日(十一月十日)の實行事項一班克己日としては昭和六年十二月十五日全國一齊に實施せる第一回克己日の趣旨に準じ地方事情に適應したる方法によるべきも大要左記各項を參照實施のこと。1、當日は國民精神作興詔書渙發記念日なるを以てなるべく道府縣、市町村、部落、團體等に於て神社(又は佛閣、教會、學校、公會堂等)に參集し詔書捧讀式を擧げ、終つて共同的實行事項を定め嚴肅なる宣誓等をなすこと。2、國民

各自身邊を顧み克己忍苦以て非常時に處する生活訓練をなすこと

である。

第二章 教化事業

第一節 隣保事業

昭和七年度における隣保事業數は市町村營三七、法人營三六、其他七九、計一五二であつて、その經費は四〇九七、五〇二圓である。これを前年度（昭和五年度）と比較すれば、事業數、經費共いづれも著しく増加し、事業數においは三七の増加、經費は五倍以上に及んでゐる。

隣保事業に於て行ふ施設事項の種類は近隣の事情によつて異なるべきものであるが、事業の性質上教育及修養に關する事項がその最も重要なものであつて、且つ通例行はれてゐるものである。即ち學級組織による初等教育、補習教育、労働者教育等の外定期又は隨時に講演會、講習會、討論會、讀書會、研究會等を開催し、俱樂部組織に依つて音樂會、文藝會、演劇等を行ひ、尙近隣の家庭訪問、健康訪問等に依つて社會調查をなし、託児事業、圖書館、人事相談、教療事業、消費組合等の施設を設けてゐるのも妙くない。

第二節 婦人保護

昭和七年度における婦人保護施設は二三にして、いづれも私設である。しかしてその經費は一七一、三九七圓であつて保護人員三、五一二人、保護件數八、四〇五件である。主なる婦人保護施設は左の如く

道府縣名	稱	保護人員	經費	資產	職員
救世軍東京婦人ホーム	訪問部	三五	五、五六	九、三八	三
救世軍旅客の支部	訪問數	二七	一、九九	一	一
救世軍廢娼部	三五	二、三三	一	一	一
日本基督教婦人矯風會 東京婦人ホーム	九九	一〇、七四	九、七七	三	
大阪神奈川	三三	三、七六	一	二	
救世軍光の家	六、五四	一七、八七	四		
大阪婦人ホーム	一〇三	一、〇三	一	一	
日本基督教婦人矯風會 横濱支部婦人ホーム	二四	一、〇四	一		
兵庫神戸	二六	三、九一	九、一九	三	
兵庫神戸女子家庭塾	三三	四、三三	一〇、二〇〇	二	
群馬伊勢崎町婦人相談所	一〇	一、一八三	一	三	
宮城婦人相談所	八三	四七	三、五九三	二	
徳島婦人相談所	二四	一、〇九七	四、六三	二	
基督教婦人矯風會徳島支 部徳島婦人ホーム	二七	一、〇九七	四、六三	二	

備考――一、婦人相談所相愛館は群馬縣社會事業協會の經營に係るものなり。二、×印施設の數は前年度調べなり。

第四部（社會事業）統計表

第一表 社會事業施設累年表（第三五回統計年鑑ニ據ル）

授職	業	一		統		昭和六年度末
		經濟保護	般	接	助	
醫療救護	施	計	公	宿	住	四三
~癩	精	公	簡	公	住	四二
實費	結	公	設	泊	宅	四一
療診	核	業	設	設	救	四〇
所	療	紹	設	易	經	三九
	養		質	市	營	三八
	病		食	經	營	三七
	病		浴	營	護	三六
	院		市	場	營	三五
	院		食	場	場	三四
	產		浴	堂	場	三三
	介		屋	場	場	三二
				堂	場	三一
					場	三〇
						二九
						二八
						二七
						二六
						二五
						二四
						二三
						二二
						二一
						二〇
						一九
						一八
						一七
						一六
						一五
						一四
						一三
						一二
						一一
						一〇
						九
						八
						七
						六
						五
						四
						三
						二
						一

日本勞働年鑑

六三八

		兒童保護												其計	
		無養幼						感貧其計						料產	
		人婦隣			事人保			司法保護			小釋			院他	
		人	婦	隣	事	人	保	司	法	保	小	釋	其	計	
		他	年	人	談	護	業	其	他	育	教	保	兒	化	料
		他	年	人	談	護	業	其	他	育	教	保	兒	化	產
總 (內務省所管)		四〇六	一七	四二	五九	五三	五七	六七	六七	六七	六七	六七	二三	二三	二三
社 會 局 費 額		四〇六	一七	四二	五九	五三	五七	六七	六七	六七	六七	六七	二三	二三	二三
職業紹介事務局費額		四〇七	一七	四二	五九	五三	五七	六七	六七	六七	六七	六七	二三	二三	二三
昭和九年度 (豫算)		五七三	二五	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
昭和八年度 (現計)		五七三	二五	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
昭和七年度 (決算)		五七三	二五	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
昭和六年度 (決算)		五七三	二五	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
昭和五年度 (決算)		五七三	二五	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
昭和四年度 (決算)		五七三	二五	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七

第二表 社會事業費統計 (第五三四回統計年鑑ニ據ル)

部	時	臨	常	經
第四部 統計表				
公益質屋獎勵費	一、五九	三、五七	一、四六	三、五七
地方改善應急施設費	一、八〇	三、五七	一、四六	三、五七
國民更生運動獎勵費	一、五九	三、五七	一、四六	三、五七
農木村事業調查費	一、五九	三、五七	一、四六	三、五七
失業救濟道路改良費	一、五九	三、五七	一、四六	三、五七
失業應急施設費	一、五九	三、五七	一、四六	三、五七
失業對策委員會費	一、五九	三、五七	一、四六	三、五七
勤補險獎助費	一、五九	三、五七	一、四六	三、五七
健康保險法實施準備費	一、五九	三、五七	一、四六	三、五七
地方法改善費	一、五九	三、五七	一、四六	三、五七
調查及獎勵費	一、五九	三、五七	一、四六	三、五七
小年教護費	二、五九	三、五七	一、四六	三、五七
兒童虐待防止費	二、五九	三、五七	一、四六	三、五七
精神病院費	二、五九	三、五七	一、四六	三、五七
職業紹介所費	二、五九	三、五七	一、四六	三、五七
傷兵院費	二、五九	三、五七	一、四六	三、五七
國立少年教護院費	二、五九	三、五七	一、四六	三、五七
國立療養所費	二、五九	三、五七	一、四六	三、五七
軍事救護費	二、五九	三、五七	一、四六	三、五七
健康保險國庫負擔金	三、五七	三、五七	一、四六	三、五七

日本勞働年鑑

六四〇

市道	（醫 療 救 護 費 ）	一、二〇〇
市道	六、二八一	一、三〇〇
市道	六、四四四	一、二〇〇
市道	四、六一六	一、二〇〇
町府	三〇、三九九	一、二〇〇
町府	二八、一〇四	一、二〇〇
町府	三〇、七八〇	一、二〇〇
町府	三五、四三九	一、二〇〇
村縣	一〇一、七三一	一、二〇〇
村縣	一七七、九二二	一、二〇〇
村縣	一九六、三〇一	一、二〇〇
村縣	二三一、三三三	一、二〇〇
村縣	二四〇、一五六	一、二〇〇
村縣	二六〇、一〇六	一、二〇〇
縣	三五、四〇六	一、二〇〇
縣	三七、八〇〇	一、二〇〇
縣	四〇、一五七	一、二〇〇
縣	四、六一〇	一、二〇〇

第三表（其一）職業紹介所經營主態別數（昭和九年十二月末日現在）

公 立					私 立					合計				
市立	町立	村立	組合立	町村立	法人	其他	計	法人	其他	計	紹營 利 業 者 者	紹介 利 業 者 者	（八 年 末 現 在）	
二一〇六	玉	金	二一	三四	哭	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二一〇七	五	三	五	六	一	〇	八	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	五	八	二	一	一	一	一	二	一	一	一	一
一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八三	西	八	元	七	七	四	四	七	四	七	哭	一	一	一
一	一	一	一	六	六	一	一	一	一	六	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	七	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八三	西	八	玉	三	七	七	五	四	七	哭	一	一	一	一
七	二	五	西	三	三	二	三	一	四	三	哭	一	一	一

	地森青 務事	介紹業職方地岡福 內管局務事	介紹業職屋古名 內管局務事	介紹業職管 計
第四部 統 表	福宮北 海 計島城道	計沖鹿宮熊佐大長福 兒 繩鳥崎本賀分崎岡	計石福岐三靜愛 川井阜重岡知	計高德和 歌 知烏山
	一一一〇六二一三二二三三三	三一一一二四四二六一一二		
	二二八五 六一六 + 三一	三一三八一五二四 四二三四		
	+ 二八 三 二 一 二九七 一 + 一 三 十 一 四			
	+ + + + + + + + 三 十 三 + + + 四 + +			
	五四〇五二〇四〇二四六五五五六七六九二二八三四〇			
	+ -+ + + + + -三 + + -+ 三七 +			
	+ + + + + + + -+ + -+ + + +			
六四一	+ -+ + + + -四 + + = + 二八 -			
	五四三三西二〇四〇二四六六五五六六七八九三三六四四〇			
	四七八六二一〇吾三二四六六三亮一吾全呈也九 卷四			

日本勞働年鑑

合 備考 營利紹介業者數ハ八年中ニ營業セルモノノ數ナリ	介紹業職方地山岡 内管局務事			介紹業職方地野長 内管局務事			介紹業職方管 内管局		
	計	山愛香廣島鳥岡	計	富新山群長	計	秋山青岩			
計	口媛川島根取山	山湯梨馬野	田形森手	西一四三一					
二二	三〇四三二五一二三	三二四一三三三							
二六	毛四六二五一一八	三〇五二二四	美西一二九						
一〇四	四一一一二十一一	毛一三一一二	三三一七九						
元	一丨丨丨一丨丨	〇丨〇丨丨丨	一一丨丨丨						
五〇	三九九四三三三三	七三三四五九	三元四三一						
三〇	三一一丨丨丨一九	九丨九丨丨	一丨丨丨						
七	丨丨丨丨丨丨丨	丨丨丨丨丨丨	丨丨丨丨丨丨						
毛	三一一丨丨丨一九	九丨九丨丨	一丨丨丨						
五七	五〇四三三三三	八三五四五九	三元四三一	六四二					
二七九	三六四二三九四九	三〇一元五七三	四三八二一						

第三表（其二）職業職介所一般職業紹介數月別表

昭和九年	求人數			就職者數			求人總數		
	男	女	計	男	女	計	職者總數	對 ^{スル} 求職者數	對 ^{スル} 就職者數
一月	六、三七	九、三六	十五、三九	九、一六	五、三六	十四、三五	六、一九	三、三四	六、五三
二月	七、三一	五、八七	十二、一九	八、〇九	四、三六	十三、三七	三、三九	二、六三〇	五、四九
三月	九、〇三	六、一八	十五、一九	一〇、一四	四、五一	十五、六七	四、八九	二、六七	八、〇六
四月	七、四〇	五、二六	十二、六五	八、七九	四、五一	十五、三一	三、七四	六、一七九	九、一〇一
五月	七、六六	六、六四	十四、三〇	九、八五	四、〇六	十四、九四	五、七六	五、六三五	九、二〇一
六月	七、四四	四、九三	十一、七七	七、七六	三、三一	十四、〇八	六、三八	四、三〇八	十、一〇一
七月	七、一毛	四、五三	十一、七〇	七、三五	三、七〇	十四、〇九	五、九〇	五、六三〇	九、一〇〇
八月	六、〇五	西、七五	十三、八〇	七、三三	三、五〇	十四、〇八	六、二七	三、九〇〇	四、二七四
九月	六、〇五	西、七五	十三、八〇	七、三三	三、五〇	十四、〇八	六、二七	三、九〇〇	四、二七四
十月	九、八七	六、二九	十五、一六	一〇、七六	四、〇九	十四、二九	六、六三	三、一九二	四、六五
十一月	一〇、一〇	一七、一毛	二八、二八	一一、〇五	三、四七	二〇、八三	三、一九二	八、一七〇	四、九、三七
十二月	八、三三	六、二七	十四、五四	七、三〇	三、七六	一九、〇九	四〇、八三	一八、四六三	四、九、三六
昭和九年計	九、〇九	八、七七	一、七四、〇九	一、〇六、二五	四、一、七六	一、五九、六三	四、五、六三	二、六、五七	六、一、四六〇
昭和八年計	八、〇八	六、九二	一、四五、九六	一、〇〇、一、四七	三、五、八八	一、五〇、四六	三、一、三八	三、九、四〇七	五、〇、七三五
比較增（△減）	一四、〇〇三	一四、〇四一	三三、〇四五	六七、七一	△四、〇九〇	六七、五四	二四、五五	一七、一九〇	一三、七三五

備考 求人求職八月中受數ヲ、比率ハ總數ニ對シテヲ示ス以下同斷

第三表（其三）職業紹介所業態別職業紹介數

昭和九年	工礦業	土木建築	商業	農林業	水產業	通輸通信	戶內使用人	雜業	無希望	合計
求人數	六七、六二五	100、八六	三一、三四	二六、四二	西、七五	二六、五〇八	三三、四三	一七、一三六	×	一、七九、〇四一

求職者數(登録數)	五七、四四	八、三九	二九、八三	一〇、〇四	六、三五	四、三〇	二五、六三	三七、六八	×	一、五六、九二
就職者數	三四、三九	六、二六	九、六五	一七、四四	六、八〇	二五、一三	一〇六、三六	八七、四四	×	六七、四六
就職ノ割合	四二・五	七二・五	三〇・三	八七・一	一〇〇・七	三四・一	四〇・〇	三三・九	×	四二・八
就職ノ付キ										

第三表(其四) 日傭勞働者職業紹介數月別表

昭和九年	求人數			求職者數			紹介員數			求人數 對スル求 職者數 =對スル 紹介員數 %
	失業者	一般事業	計	失業者	一般事業	計	失業者	一般事業	計	
一月	一、三六、〇六	二〇、五五	一、六三、五三	一、六七、三七	一五、三七	一、八二、七三	一、三七、七七	二〇、三〇六	一、六四、三三	二三
二月	一、四九、四〇〇	二〇、五一	一、七七、五三	一、七六、五三	二三、交七	一、九三、二六〇	一、四〇、一四	二七、三三	一、七六、五三	二三
三月	一、七三、〇四	三三、六〇	二、〇四、六三四	二、〇四、〇一五	一八、四七五	二、三五、四九〇	一、六九、一六	三三、七九三	一、〇三六、九四九	二三
四月	七六、三六	二七、二〇一	一、〇一、五四〇	一、〇六、〇九六	一五、四三三	一、二四、四九一	七五、九八	二四、八五	一、〇〇〇、八一三	二三
五月	七三、〇五三	二六、七七	一、〇一〇、八三〇	一、〇六、四三〇	一五、四〇〇	一、三四、八二〇	七〇、五七	二七、〇五	九九、六五	二三
六月	五七、二九	二七、六九	八三、七六	九四、八一三	一六、四三一	一、〇四、三五	五六、天八	二七、二〇四	八三、七九二	二七
七月	六〇、四五	二九、八三	九〇、二六〇	一、〇三、七六〇	一四八、二四三	一、一八、〇〇三	五九、四九	二九、五〇一	八九、一〇〇	二七
八月	七三、三四	三二、五七	一、〇四、一九一	一、〇八、〇六七	一四九、五二	一、二三、一、五六	七三、六三〇	三〇九、八三〇	一、〇三、四五〇	二八
九月	七三、〇八四	二四、五七	八〇、六三	八六、二六七	一七、六四	九七、九三	西〇、四二	二四、八三	七六、二五三	二三
十月	七九、四八	三一、三三	一、〇六〇、八一	一、〇七、九〇一	一六、六三〇	一、二七、五三	七六、七一〇	三七、六九	一、〇四、三九九	二七
十一月	八九、五六	二八、英〇	一、〇三、一〇六	一、〇五、一、七五	一三、三五	一、一八、〇五九	七三、四三	二四、六三	一、〇一、一〇八	二七
十二月	八九、一〇一	三三、七四	一、三〇、八三	一、三六、九九	一三、六〇六	一、三六、九九	八九、二七	三一、四三九	一、一〇〇、七〇六	二七
計	一〇、九〇一	九八、三、四六、五、七九〇	一四、三六七、七九八	一四、九二七、九三一	一、八〇六、一八〇	一六、七三四、一〇一	一〇、七六、三九	三、四七、四八七	二四、二三、八九六	二三

備考 (登) ハ登録者數ヲ (他) ハソノ他ヲ示ス

第三表(其五) 傅給生活者職業紹介所紹介件數月別表

昭和九年	求人數		求職者數		就職者數		求人總數 ニ對スル求職者總數 % 三〇%	求職總數 ニ對スル就職者數 % 三%
	男	女	男	女	男	女		
一月	七十七	十六	二、五五三	一、六三三	一、〇三一	三四	三四	八三
二月	八二	六三	二、四四四	一、六九九	一、〇五七	五九	五九	九七
三月	一、〇五五	三、〇五〇	三、三三三	一、八九九	一、〇五五	四〇	四〇	九七
四月	一、〇八四	二、〇九七	三、九六六	一、八八八	一、〇五七	七三	七三	四八
五月	一、〇八一	二、〇九一	四、八三三	二、八三三	一、〇五九	七三	七三	三三
六月	一、〇八一	二、〇九一	四、一六六	二、八〇八	一、〇五九	七三	七三	三三
七月	一、〇八一	二、〇九一	三、六四四	二、六三三	一、〇五九	九七	九七	三五
八月	一、〇八一	二、〇九一	三、六四四	二、六三三	一、〇五九	九七	九七	三五
九月	一、〇八一	二、〇九一	三、九四一	三、九四一	一、〇五九	九七	九七	三五
十月	一、〇八一	二、〇九一	七、五五五	六、九九九	一、〇五九	九七	九七	三五
十一月	一、〇八一	二、〇九一	一、〇五五	一、〇五五	一、〇五九	九七	九七	三五
十二月	一、〇八一	二、〇九一	一、〇五五	一、〇五五	一、〇五九	九七	九七	三五
計	一五、五五	二、七一	三七、三六	二、八〇八	一、〇五九	九七	九七	三五

第二表(其六) 営利職業紹介數月別表

昭和九年	求人數		求職者(登録者)		紹介件數		就職者數 ニ對スル就職者數 % 三〇%	業取扱營 業者數
	男	女	男	女	紹介件數	男		
一月	三、八六	四五、〇九	六、八七	三、五〇	二六、五三	五〇、一〇一	三、五〇	六四五
二月	三、五〇	二六、五三	五〇、一〇一	三、五〇	二六、六七	一九、九〇	三、五〇	一八四
三月	三、五〇	二六、五三	五〇、一〇一	三、五〇	二六、六七	一九、九〇	三、五〇	一八四
四月	三、五〇	二六、五三	五〇、一〇一	三、五〇	二六、六七	一九、九〇	三、五〇	一八四
五月	三、五〇	二六、五三	五〇、一〇一	三、五〇	二六、六七	一九、九〇	三、五〇	一八四
六月	三、五〇	二六、五三	五〇、一〇一	三、五〇	二六、六七	一九、九〇	三、五〇	一八四
七月	三、五〇	二六、五三	五〇、一〇一	三、五〇	二六、六七	一九、九〇	三、五〇	一八四
八月	三、五〇	二六、五三	五〇、一〇一	三、五〇	二六、六七	一九、九〇	三、五〇	一八四
九月	三、五〇	二六、五三	五〇、一〇一	三、五〇	二六、六七	一九、九〇	三、五〇	一八四
十月	三、五〇	二六、五三	五〇、一〇一	三、五〇	二六、六七	一九、九〇	三、五〇	一八四
十一月	三、五〇	二六、五三	五〇、一〇一	三、五〇	二六、六七	一九、九〇	三、五〇	一八四
十二月	三、五〇	二六、五三	五〇、一〇一	三、五〇	二六、六七	一九、九〇	三、五〇	一八四
計	三六、一〇一	九〇、三〇一	一〇、一〇一	三六、一〇一	九〇、三〇一	一〇、一〇一	三六、一〇一	一〇、一〇一

第五表 公益市場統計（社會局調）（昭和八年度）

經營主體別施設數				市府縣營	町村營	其他	計	賣上高	一ヶ月平均	四月—九月	十月—十三月	計
北	東	京	神									
長	兵	東	大	市府縣營	町村營	其他	計	一 九	一 七	一 六	一 五	一 一
奈		海		三 一	二 三	一 三	一 四	一 七	一 九	一 七	一 五	一 一
崎	△	都	阪	八 △	八 空	八 四	二 一	一 九	一 十	一 九	一 七	一 一
庫	△	△	△	九 九	九 九	九 九	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一
表	計	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表	表

日本勞動年鑑

六五〇

堺茨奈三愛靜滋宮長福石富烏島岡廣山和德香愛高福

歌

玉城良重知重岡知良城玉城良重知重岡知良城玉

△ △
八四一一七一二二七二一一二五二一一一四二一—一

一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

大分	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
佐賀	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
宮崎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鹿児島	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	三四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

備考 △印ノ縣ハ未報告ニ付キ前年度分ヲ計上ス

第六表 公益質屋統計(社會局調)

年度内 業務取扱 質屋數	貸付		辨 濟		流 質			
	口 數	貸 付	在貸付金 口 數	辨 濟	貸付金 對スル利 子收入金	口 數	貸付元利 金	
昭和四年度	一 七五、三六	九九、八六〇	五、二七三、三六	二、六三三、三八	七四、七五	四、〇六四、西	二四、三九	三、〇〇五 一四三、二〇九
同 五年度	一 九六、七五	一、三三八、六三	六、四七九、八五	三、八〇九、九七	一、〇四、四〇	五、四〇九、七六	三九、八七	三九、六五〇
同 六年度	一 一六、七五	一、四三三、〇一〇	七、三四、三九	三、六七五、八六	一、三九、一四三	六、五三五、七〇	三九、九三	九九、九五
同 七年度	一 五〇一、四三、〇〇	一、七三一、四九六	八、四七五、〇九三	四、〇三一、二四三	一、五七、八三	七、四七九、七三九	四三七、八三	四五五、五四三
同 八年度	七五一、八五、八三	二、二五四、三一〇	二、七六六、七三	五、二四八、〇四九	一、〇一〇、六八	九、七五、九一	六三七、三三	一四、一六

第七表 公益食堂統計(社會局調)(昭和八年度)

經營主體別	利用者數		賣上金高		一食料金(錢)	
	總 數	平均數 月	總 額	平均額 月	朝 晝 夜	夜
府縣 市營 町村 營 其他 計	三一、九一〇	一九、三五	三一、四九	二、二五	一〇	一〇
北海道	四一	三七	一九、三五	二、二五	一〇	一〇

第八表 公益浴場統計 (社會局調)(昭和八年度)

(社會局調)(昭和八年度)

經營主體別

入浴人員

入浴料金(錢)

市町村 其他 計

延人員年 延人員月

總額年

平均額月

入浴料

秋、青、岩、福、宮、長、岐、滋、靜、愛、三、奈、新、兵、神、大、京、東

奈

京、都、阪、川、庫、湯、鴻、良、重、知、岡、賀、阜、野、城、島、手、森、田

一、延人員年 延人員月

二、市町村 其他 計

三、總額年 平均額月

四、入浴料

五、入浴人員年 延人員月

六、總額年 平均額月

七、入浴料

八、入浴人員年 延人員月

九、總額年 平均額月

十、入浴料

十一、入浴人員年 延人員月

十二、總額年 平均額月

十三、入浴料

十四、入浴人員年 延人員月

十五、總額年 平均額月

十六、入浴料

十七、入浴人員年 延人員月

十八、總額年 平均額月

十九、入浴料

二十、入浴人員年 延人員月

二十一、總額年 平均額月

二十二、入浴料

二十三、入浴人員年 延人員月

二十四、總額年 平均額月

二十五、入浴料

二十六、入浴人員年 延人員月

二十七、總額年 平均額月

二十八、入浴料

二十九、入浴人員年 延人員月

三十、總額年 平均額月

三十一、入浴料

三十二、入浴人員年 延人員月

三十三、總額年 平均額月

三十四、入浴料

三十五、入浴人員年 延人員月

三十六、總額年 平均額月

三十七、入浴料

三十八、入浴人員年 延人員月

三十九、總額年 平均額月

四十、入浴料

四十一、入浴人員年 延人員月

四十二、總額年 平均額月

四十三、入浴料

四十四、入浴人員年 延人員月

四十五、總額年 平均額月

四十六、入浴料

四十七、入浴人員年 延人員月

四十八、總額年 平均額月

四十九、入浴料

五十、入浴人員年 延人員月

五十一、總額年 平均額月

五十二、入浴料

五十三、入浴人員年 延人員月

五十四、總額年 平均額月

五十五、入浴料

五十六、入浴人員年 延人員月

日本勞動年鑑

六五六

種保

護

別者

司法團體保

父

母

兄弟姊妹

親其他族

知己故舊

宗教家

教育家

篤志家

戶儲主

其他

計

二、八七

四、八三

七、五毛

二、六九

三、七七

三

六

一四

九、九二

六、三六

三九、三一